長野市中心市街地活性化基本計画（案）

令和８年〇月

長 野 市

目　次

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針 ····· 1
［１］これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証····· 1
［２］中心市街地活性化の課題····· 8
［３］中心市街地活性化の方針（基本的方向性）····· 9

２．中心市街地の位置及び区域 ····· 10
［１］位置 ····· 10
［２］区域 ····· 11
［３］中心市街地要件に適合していることの説明 ····· 14

３．中心市街地の活性化の目標 ····· 20
［１］中心市街地活性化の目標 ····· 20
［２］計画期間の考え方····· 21
［３］目標指標の設定の考え方····· 21

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用 に供する
施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 ····· 34
［１］市街地の整備改善の必要性 ····· 34
［２］具体的事業の内容····· 35

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項 ····· 39
［１］都市福利施設の整備の必要性 ····· 39
［２］具体的事業の内容····· 40

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための
事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項 ····· 44
［１］街なか居住の推進の必要性 ····· 44
［２］具体的事業の内容····· 45

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業
その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項····· 47
［１］経済活力の向上の必要性 ····· 47
［２］具体的事業の内容····· 48

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図る
ための事業及び特定事業に関する事項 ····· 66
［１］公共交通機関の利便性の増進、特定事業の推進の必要性 ····· 66
［２］具体的事業の内容····· 67

◇ ４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所 ····· 69

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 ····· 70
［１］市町村の推進体制の整備等 ····· 70
［２］中心市街地活性化協議会に関する事項 ····· 72
［３］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等 ····· 79

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 ····· 81
［１］都市機能の集積の促進の考え方 ····· 81
［２］都市計画手法の活用 ····· 82
［３］都市機能の集積のための事業等 ····· 83
［４］その他の事項 ····· 84

11. その他中心市街地の活性化に資する事項 ····· 88
［１］都市計画等との調和等 ····· 88
［２］その他の事項 ····· 88

〇基本計画の名称：長野市中心市街地活性化基本計画

〇作成主体：長野県長野市

〇計画期間：令和８年４月から令和13年３月まで（５年）

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

［１］これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

（１）長野市中心市街地活性化プラン（以下、「活性化プラン」という。）の概要

①計画期間　平成29年10月～令和８年３月（８年６か月）
②区域面積　216ha
③基本的な方針及び目標

【基本的な方針】	【目標】	【目標指標】
まちなか観光の推進	目標１　行きたくなるまち	指標１ 善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量（人/日）
まちなか居住の推進	目標２　住みたくなるまち	指標２ 総人口に対する中心市街地の人口比率（%）
まちなか回遊の推進	目標３　巡りたくなるまち	指標３－１ 中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量（人/日）
		資料３－２ 中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数（件）
まちなか交流の推進	目標４　交わりたくなるまち	指標４ もんぜんぷら座及び生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センターの利用者数（人/年）

活性化プランの基本的な方針、目標、目標指標は、国の認定を受けた第二期長野市中心市街地活性化基本計画（平成24年４月から平成29年３月の５か年）（以下、「二期計画」という。）の内容を継承し、まちづくりの中長期的な一貫性を確保しつつ、中心市街地の区域や計画事業については、第二期計画をベースに策定時の中心市街地の現状に即した内容としています。

（２）中心市街地の活性化に資する事業等の進捗状況

活性化プランでは、活性化に資する広場整備などのハード事業や集客イベントなどのソフト事業など全39事業を位置付け、中心市街地の活性化に取り組んできました。このうち、計画期間内に完了した事業が17事業、実施中が20事業、未着手が２事業となっています。

【目標】	【完了】	【実施中】	【未着手】
目標１　行きたくなるまち	３事業	４事業	―
目標２　住みたくなるまち	５事業	１事業	―
目標３　巡りたくなるまち	４事業	９事業	２事業
目標４　交わりたくなるまち	５事業	６事業	―
計（39事業）	17事業	20事業	２事業

①計画期間内に変更した事業

・全39事業のうち17事業について、事業の進捗に応じた事業期間の変更や、実施主体の変更などを行っています。

②未着手の事業等に関する要因分析

・権堂地区にぎわい滞留空間整備事業

権堂地区のにぎわいを再生するため、平面駐車場などの低未利用地を有効活用して、人々が賑い滞留する空間を整備する計画としていましたが、対象地として想定していた低未利用地が、民間主体で高度利用を図ることとなったため、未着手となったものです。

・千歳町通りふれあいの道整備事業

長野駅周辺の回遊性向上を図るため、千歳町通りの歩行者優先化や道路の美装化などを実施する計画としていましたが、沿道の土地利用計画の変更により、道路の在り方について再検討が必要となったため、未着手となったものです。

（３）目標の達成状況

目標	目標指標	基準値（H28）	目標値（R06）	実績値（R06）	達成状況
目標１ 行きたくなるまち	指標１ 善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量（人/日）	27,150	26,000	31,951	達成
目標２ 住みたくなるまち	指標２ 総人口に対する中心市街地の人口比率（%）	2.47	2.65	2.55	未達成
目標３ 巡りたくなるまち	指標３－１ 中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量（人/日）	112,504	108,000	101,449	未達成
	資料３－２ 中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数（件）	21	21	17	達成
目標４ 交わりたくなるまち	指標４ もんぜんぷら座及び生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センターの利用者数（人/年）	560,735	550,000	343,406	未達成

活性化プランに掲げていた５つの目標指標のうち、指標１「善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量（人）」と指標３－２「中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数」については、目標を達成しています。その理由として、指標１「善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量（人）」については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和２年から令和４年にかけて減少した観光客が、コロナ禍以降は増加に転じており、インバウンド需要の増加により歩行者数が増加したことが要因と捉えられ、これまで本市で行ってきたまちづくりの取組による、ブランド力向上による効果と考えられます。また、指標３－２「中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数」については、計画の核事業として取り組んだ「南石堂A-1地区優良建築物等整備事業」による居住者の増加や商業施設整備の効果に加え、「空き店舗等活用事業」による新規出店の効果が大きいと考えられます。

一方、活性化プランに掲げた目標指標のうち、指標２「総人口に対する中心市街地の人口比率（%）」、指標３－１「中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量（人）」、指標４「もんぜんぷら座及び生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センターの年間利用者数（人）」の３つの指標については、目標値が未達成となりました。指標２「総人口に対する中心市街地の人口比率（%）」については、近年の中心市街地におけるマンション建設でまちなかの居住者が増加したことにより数値が上昇していますが、指標３－１「中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量（人）」、指標４「もんぜんぷら座及び生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センターの年間利用者数（人）」については、新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限により、外出を控える期間が長期間に亘った影響を大きく受けたと考えられ、目標値を大きく下回りました。

目標指標１：善光寺仁王門前の歩行者・自転車交通量（人/日）

図1-1　善光寺仁王門前の歩行者・自転車交通量の推移

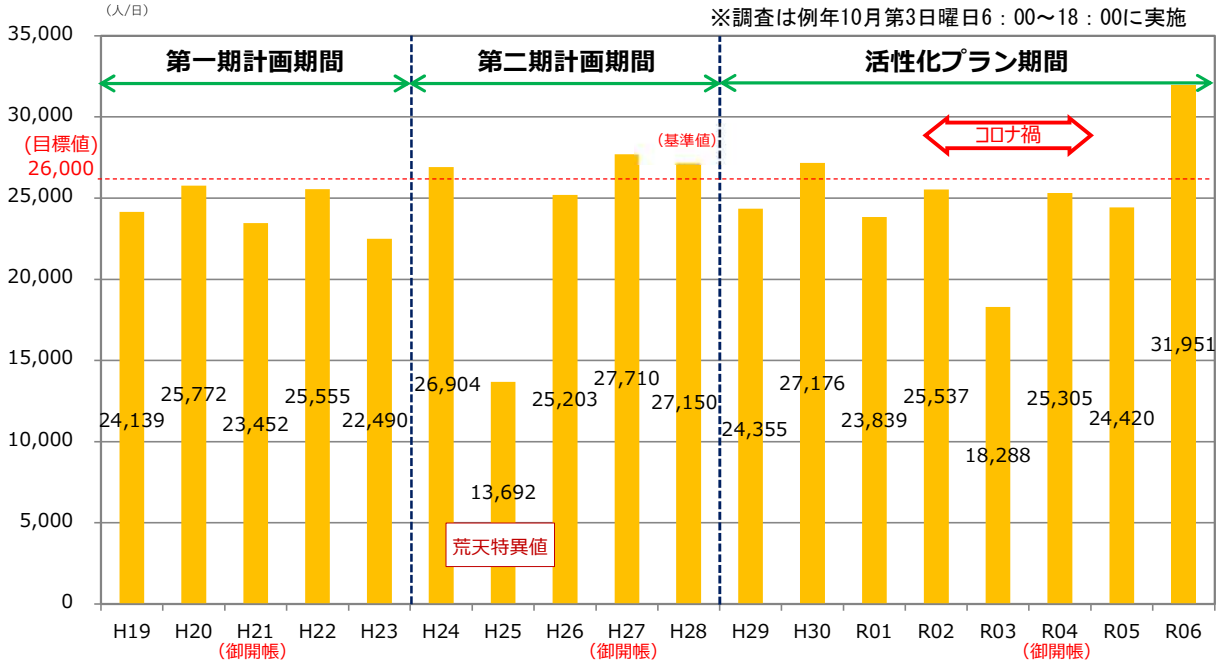

出典：長野市歩行者通行量調査

・目標指標１　善光寺仁王門前の歩行者・自転車交通量（人/日）は、令和２年から令和４年までは新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限の影響を受けていますが、令和２年は、調査時期が、政府の観光促進事業のキャンペーンと重なったこと、また令和４年は、善光寺御開帳による自粛ムード緩和により、例年と同水準の歩行者数となったと考えられます。令和５年以降は新型コロナウイルスの５類移行を受け、インバウンド需要の増加などにより歩行者数が増加に転じています。

目標指標２：総人口に対する中心市街地の人口比率（%）

図1-2　総人口に対する中心市街地の人口比率の推移

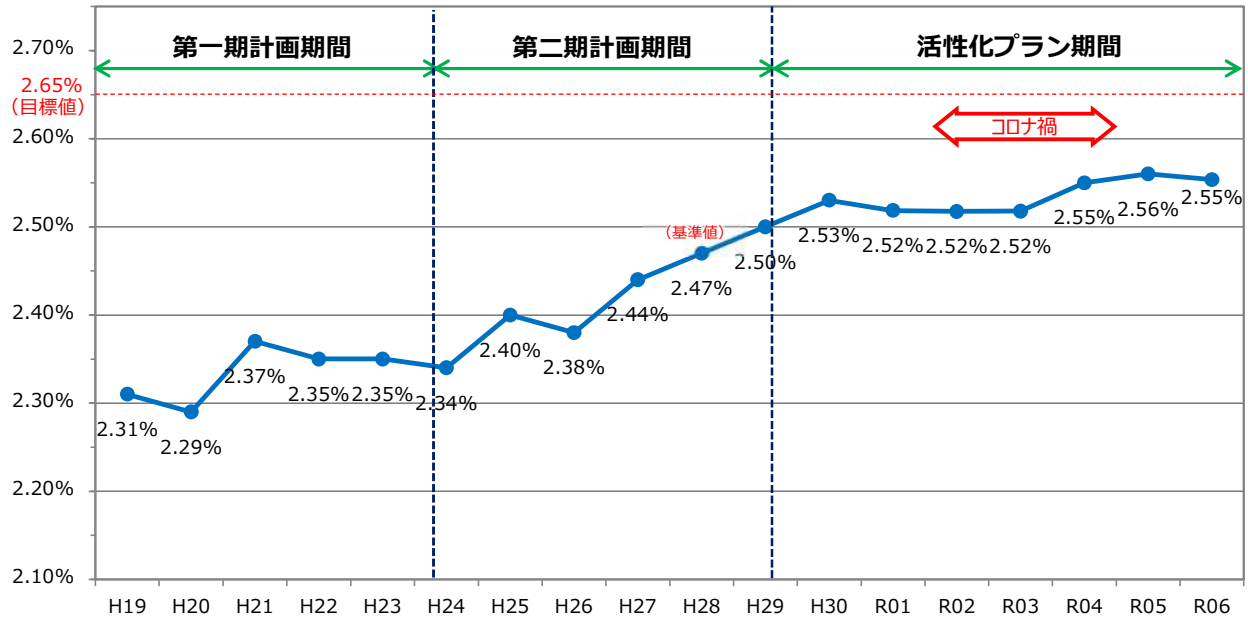

・目標指標２　総人口に対する中心市街地の人口比率（%）が増加傾向にあるのは、市全体の人口が減少しているのに対し、中心市街地においてマンションが整備され、居住人口の減少が抑制されたことが要因と考えられます。

目標指標３-①：中心市街地６地点の歩行者・自転車交通量（人/日）

図1-3　中心市街地６地点の歩行者・自転車交通量の推移

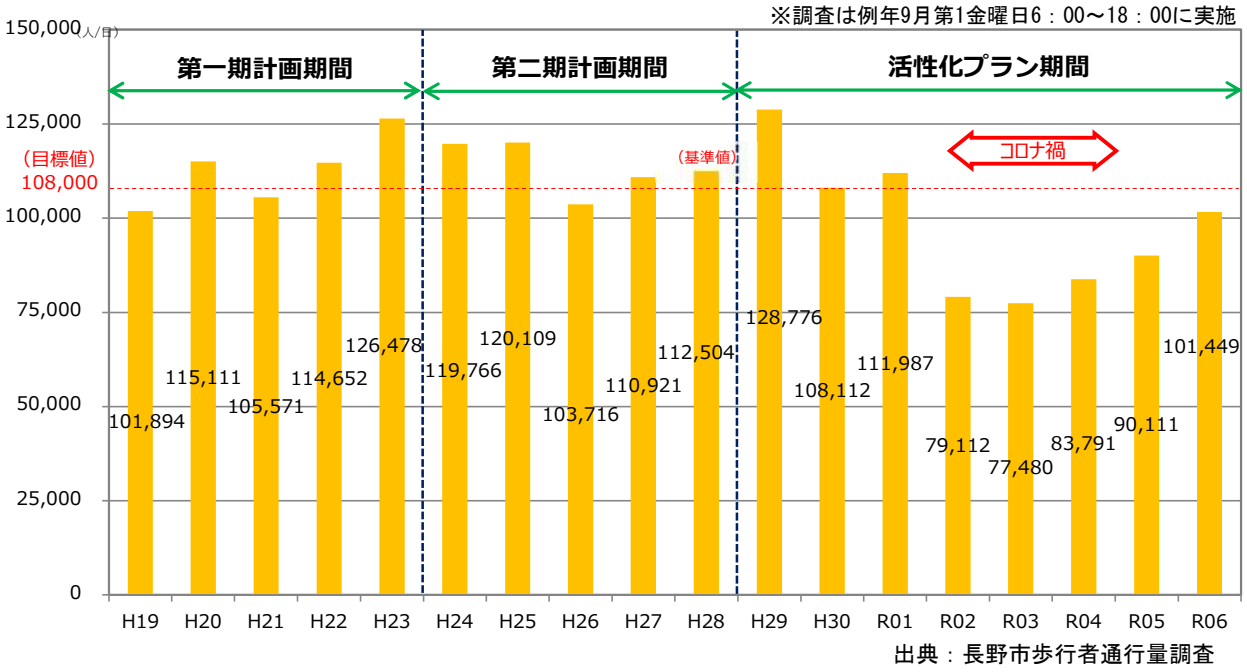

出典：長野市歩行者通行量調査

・目標指標３-① 中心市街地６地点の歩行者・自転車交通量（人/日）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和２年から令和３年にかけて大きく減少し、令和４年以降は、善光寺御開帳の開催もあり増加に転じているものの、コロナ禍前の水準には回復していません。これは、コロナ禍を経て、リモートワークの普及による通勤者の減少や、人々の生活様式の変化が要因と考えられます。

目標指標３-②：中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分空き店舗件数（件）

図1-4　中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分空き店舗件数の推移

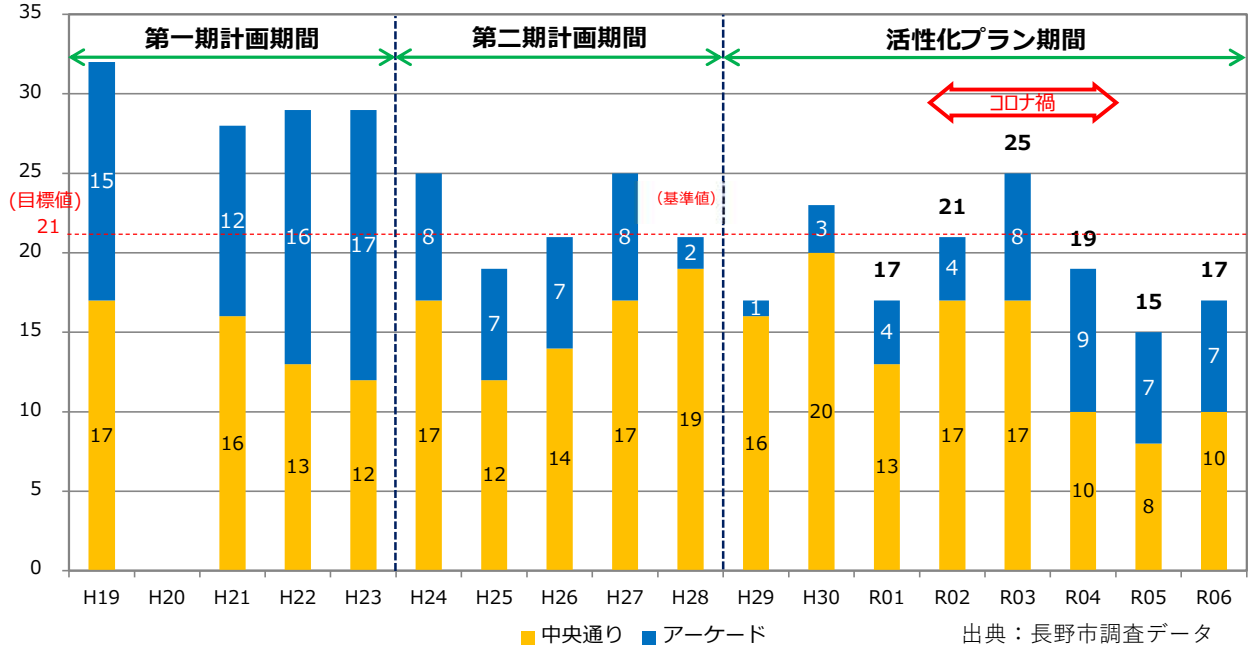

出典：長野市調査データ

・目標指標３-② 中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分空き店舗件数（件）は、新型コロナウイルス感染症の影響で増加しましたが、コロナ禍以降、行動制限が解除され、飲食店などの新規出店が相次いだことにより、減少傾向にあります。

目標指標４：もんぜんぷら座及び生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センターの利用者数（人/年）

図1-5　もんぜんぷら座及び生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センターの利用者数の推移

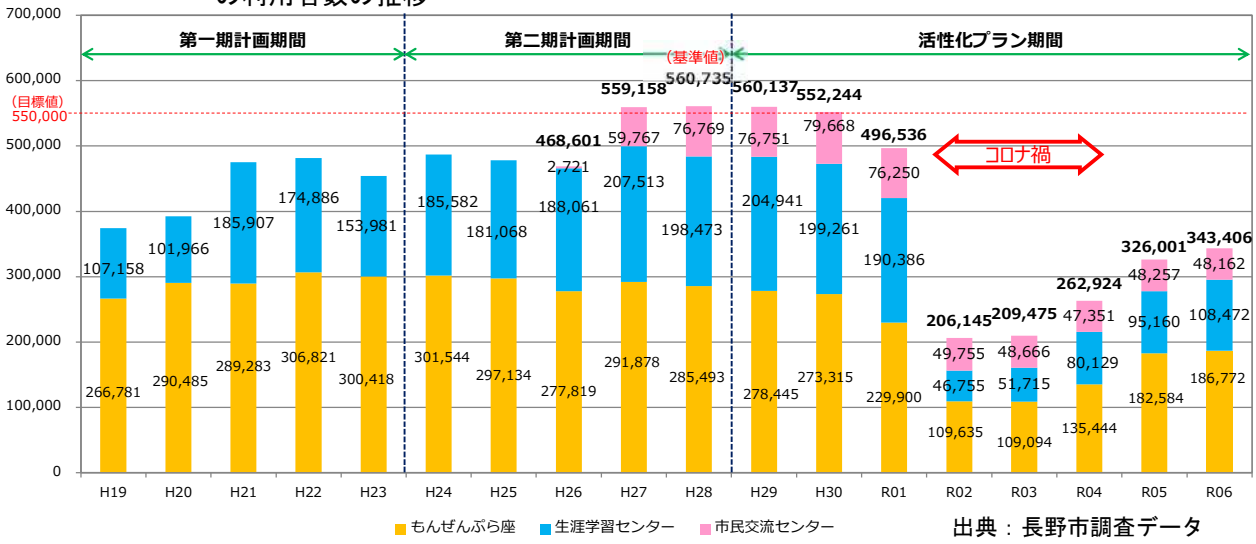

出典：長野市調査データ

・目標指標４　もんぜんぷら座及び生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センターの利用者数（人/年）は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和２年に大幅に減少し、令和３年以降は回復の兆しはみられるものの、コロナ禍前の水準には達していません。

・コロナ禍以降の利用者数の状況をみると、もんぜんぷら座と生涯学習センターは利用制限の解除により増加傾向にありますが、権堂イーストプラザ市民交流センターは令和２年以降ほぼ横ばいで、回復の兆しはみられません。利用者が回復していない要因としては、コロナ禍以降オンラインツールの普及による、セミナーや会議での利用の減少、人々の行動の変容が考えられます。

（４）定性的評価

令和６年度に市内に居住する満18歳以上の市民5,000人を対象として実施したまちづくりアンケート（全回答数2,476）によると、活性化プランに掲げた４つの基本方針について、どの程度実現できていると思うか聞いたところ、「そう思う」と「ややそう思う」と回答した人の合計が最も多かったのは「方針１　門前町としての歴史や文化が感じられるなど、行きたくなるまちである」の59.7%、次いで「方針３　魅力的なお店や、公園などの居心地の良い空間があるなど、巡りたくなる（歩きたくなる）まちである」が32.7%、「方針２　生活に必要な機能が充実し、良好な住環境が整っているなど、住みたくなるまちである」が32.6%となり、「方針４　幅広い世代の人々が集まる場所があるなど、交わりたくなる（交流したくなる）まちである」と回答した人は16.7%で、最も少ない結果となりました。

年代別では、全体的に若年層ほど「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合が高い傾向となりました。

問　中心市街地の現状について、方針１～４それぞれにつき、あなたが感じる満足度を選んでください。

方針１　まちなか観光の推進
（目標：行きたくなるまち）
方針２　まちなか居住の推進
（目標：住みたくなるまち）
方針３　まちなか回遊の推進
（目標：巡りたくなるまち）
方針４　まちなか交流の推進
（目標：交わりたくなるまち）

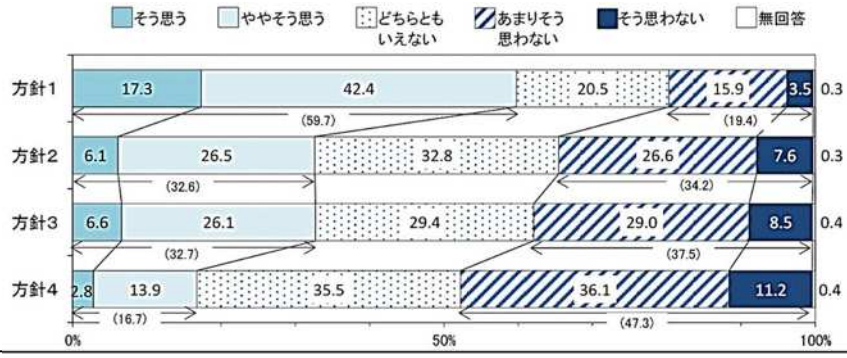

方針１～４それぞれについての満足度（年代別クロス集計結果）

方針１　まちなか観光の推進

問　門前町としての歴史や文化を感じられるなど、行きたくなるまちである。

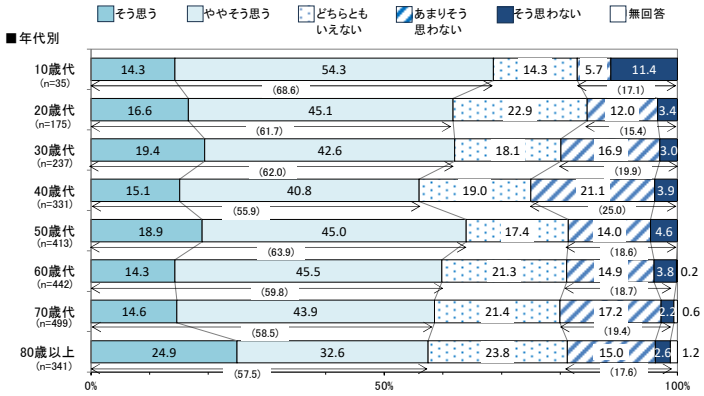

方針２　まちなか居住の推進

問　生活に必要な機能が充実し、良好な住環境が整っているなど、住みたくなるまちである。

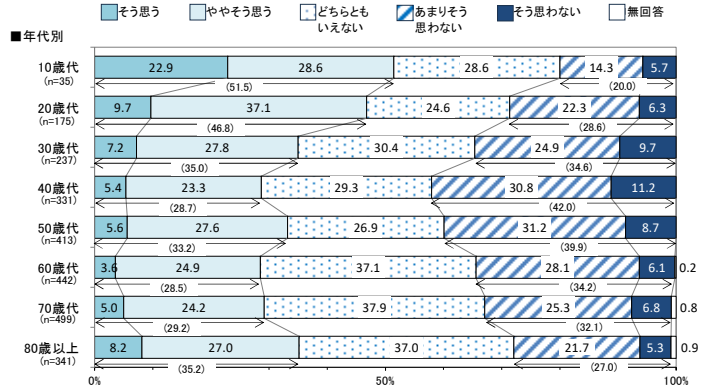

方針３　まちなか回遊の推進

問　魅力的なお店や、公園などの居心地の良い空間があるなど、巡りたくなる（歩きたくなる）まちである。

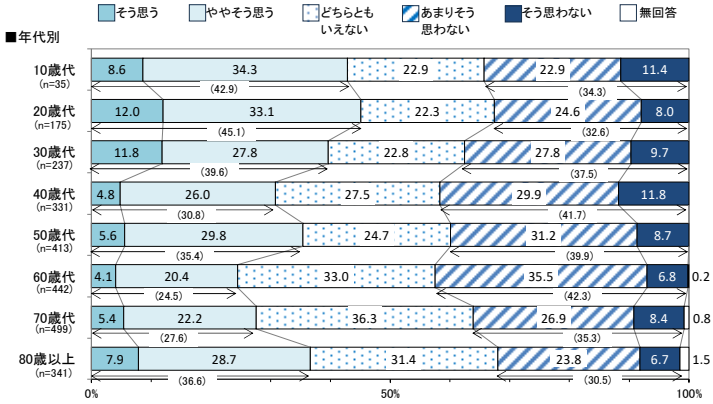

方針４　まちなか交流の推進

問　幅広い世代の人々が集まる場所があるなど、交わりたくなる（交流したくなる）まちである。

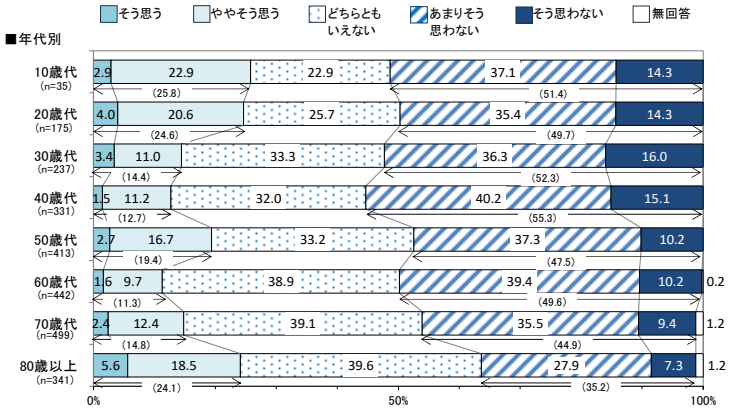

［２］中心市街地活性化の課題

活性化プランでは、広場整備などのハード事業や、集客イベント開催などのソフト事業を活性化に資する事業として位置付け、活性化に向けて取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、期待した成果を得ることができませんでした。

コロナ禍を経て、まちの魅力向上や賑わい再生を目指し、中心市街地の活性化に取り組んでいくにあたり、以下の課題が考えられます。

（課題１）まちなか居住と交流の促進

中心市街地では、近年マンションの建設が相次ぎ、今後も建設が予定されていることから、居住人口の増加が期待されます。一方、もんぜんぷら座や権堂イーストプラザ市民交流センターなど市民の交流の場となっている公共施設では、コロナ禍に減少した利用者数が回復しておらず、利用者数増加に向けて利用者ニーズに応じた施設運営が求められます。まちなかで誰もが生きがいを感じて働き・暮らせるまちづくりの実現に向け、生活を支える機能の充実や利便性の向上に加え、子供からお年寄りまで、多様な世代が集い交流できる場を提供していくことが必要です。

（課題２）地域資源の活用促進

観光拠点である善光寺では、コロナ禍で減少した来訪者数が増加傾向にありますが、善光寺表参道から路地を入った周辺のエリアにおいては、門前に点在する個店など、魅力的な地域資源の存在が市民や観光客などに十分認知されていないこともあり、来訪者の回遊行動が中心市街地全体には広がっていない状況にあります。

来訪者に中心市街地のことをより知ってもらい、人の流れを生み出せるよう、長野の歴史文化や個性的で魅力的な店舗など、まちなかの魅力を伝えるコンテンツの充実に加え、地元商店街とも連携しながら地域資源を活用して事業を推進するなど、さらなる取組が必要です。

（課題３）魅力ある商業環境の充実

中心市街地の商店街においては、担い手不足によって魅力的な個店が廃業したり、イベント時における負担が増加しています。また、近年増加しているインバウンドや若者のニーズに応えられる店舗が不足しています。

中心市街地の商店街の活力向上に向けた取組の充実や、インバウンドや若者など来訪者のニーズに応じた、長野ならではのサービスの提供、人々を引き付ける魅力的な空間の創出が必要です。

（課題４）まちなかの回遊を促す歩きたくなるまちづくり

善光寺の表参道である中央通りでは、歩行者優先道路化事業を推進していますが、長野駅から新田町交差点までの区間については未整備となっています。まちなかの回遊を促し、善光寺周辺や長野駅周辺の賑わいを中心市街地全体に波及させるため、居心地がよく快適な歩行者空間や滞留空間の整備などハード面での取組に加え、にぎわい創出に向けた空間の利活用などのソフト面での取組など、一体的な取組が必要です。

［３］中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

第五次長野市総合計画では、まちづくりの基本方針のひとつに、“「長野らしさ」の発揮と「まちの活力と魅力」の創出”を掲げています。善光寺の門前町として発展してきた中心市街地は、善光寺と長野駅を結ぶ表参道を軸に、門前界隈の歴史的な佇まいと長野駅周辺の都市的な要素を併せ持っており、将来にわたり、地域の特性に応じて発展していくことが求められています。

これまで育まれてきた歴史や文化をさらに磨き上げていくとともに、新たな魅力や賑わいを生み出し、将来に向かって持続的に発展していくため、中心市街地の目指す都市像として本計画のテーマを以下のとおり設定します。

【テーマ】

歴史を紡(つむ)ぎ 未来を創造するまち 『門前都市 ながの』

このテーマを踏まえ、以下の基本的な方針に基づき、中心市街地の活性化に取り組んでいきます。

（１）中心市街地の活性化に関する基本的な方針

【基本的な方針】

方針１ 「多様な都市機能の充実による、誰もが生きがいを感じて暮らせるまちの実現」

商業、業務機能の拡充や、まちなか居住の促進など、都市機能を集積し、快適で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるとともに、若者や高齢者など、多様な世代が集い・交流できる場を提供することで、住みたくなる、生きがいを感じるまちを目指します。

方針２ 「門前町の歴史や文化を活かしつつ、新たな魅力を生み出せるまちの実現」

多様なコンテンツを活用し、善光寺門前に息づく歴史文化や個性的で魅力的な店舗など、まちなかの魅力を発信するとともに、リノベーションによる地域資源の活用や地元商店街と連携したにぎわい創出に取り組み、新たな価値を生み出すことで、関係人口を増やし、訪れたくなる、滞在したくなるまちを目指します。

方針３ 「日常と非日常が行き交う、歩いて楽しめるまちの実現」

来訪者にとって歩きたくなる居心地がよい快適な道路空間を創出するとともに、長野ならではの魅力あるサービス（飲食、体験など）を提供し、歩いて楽しい、回遊したくなるまちを目指します。

２．中心市街地の位置及び区域

位置設定の考え方

［１］位置

長野市は、長野県の北部に位置し、市の中央に千曲川と犀川という二つの大河が流れ、妙高戸隠連山国立公園をはじめとする山並みに抱かれた長野盆地にあります。善光寺の門前町として街並みが形成され、北国街道の宿場町を兼ねた商業都市として栄えました。明治30年の市制施行により長野市が誕生、以来地域の政治、経済の要、交通の要衝として発展してきました。

本市の中でも、長野駅から善光寺に至る、善光寺の表参道である中央通りを軸としたエリアは、長い歴史の中で伝統文化を育み、善光寺や周辺の街並みなど歴史的・文化的資源を数多く有すると共に、行政、商業、業務など高次の都市機能が集積しています。

このように広域都市圏の拠点として、経済や文化の中心的役割を担っていることから、このエリアを中心市街地として設定します。

（位置図）

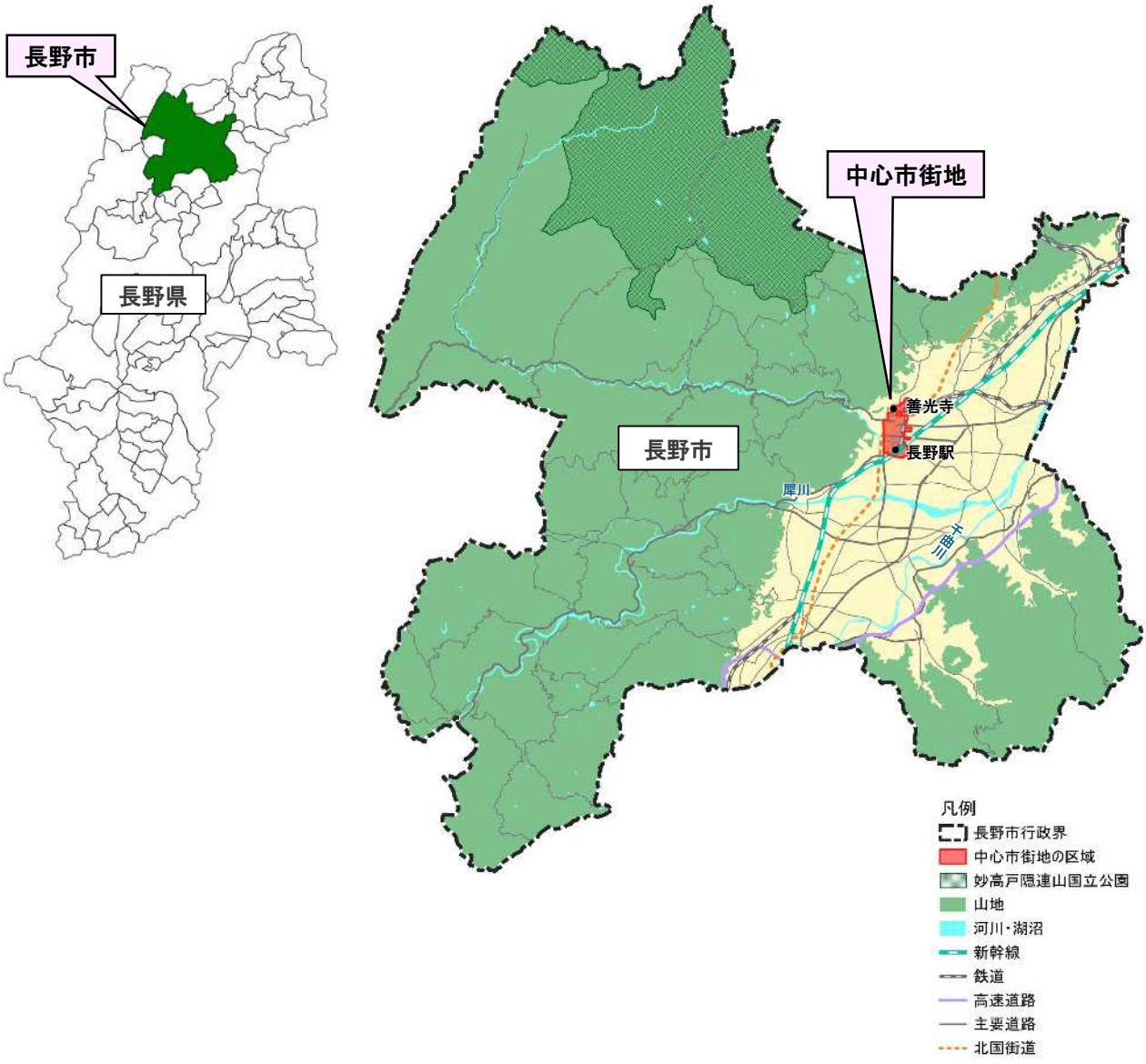

［２］区域

区域設定の考え方

中心市街地の位置及び区域は、以下の視点から設定した、活性化プランの区域を踏襲します。

① 商業・業務機能などの都市機能が集積している区域
② 商業・業務機能の集積や土地の高度利用を誘導すべき区域
③ 歴史的に中心的な市街地が形成されてきたエリアや、文化、観光の交流拠点、居住などの観点から中心的な商業・業務地と一体的なまちづくりや活性化が必要なエリアを含む区域
④ 中心市街地活性化の諸施策・事業を総合的かつ一体的に実施することが可能な区域

本計画では、計画事業をより効率的に連携させ、更なる活性化に繋げていくため、上記区域に新たに城山公園一帯と西鶴賀町一帯を追加した約237haの区域を中心市街地として位置付けます。

（区域図）

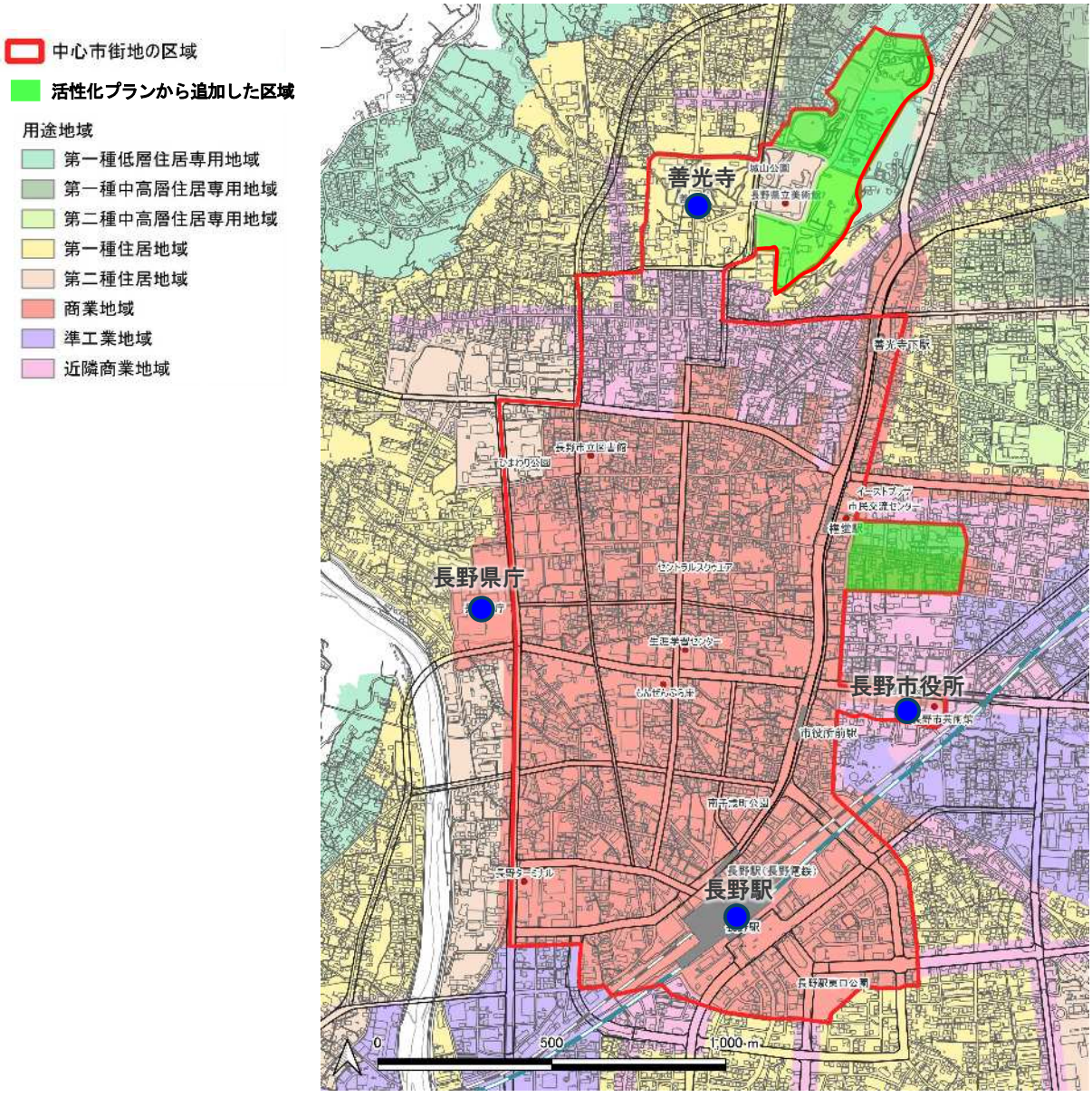

本計画において、城山公園及び西鶴賀町一帯を区域に追加する理由は以下のとおりです。

〇城山公園一帯

城山公園は、国宝善光寺の境内の東側に隣接し、開園から約120年と長野市で最も古い総合公園です。園内には、様々なイベントに活用されている多目的広場や親子連れで賑わう城山動物園などの施設があり、城山公園再整備基本構想に基づいて、令和３年には噴水広場など公園の再整備に併せて県立美術館がリニューアルされ、令和６年には屋内遊戯施設「ながのこども館ながノビ！」が開館するなど、時代のニーズに対応しながら発展を続けています。また、噴水広場の再整備以降、これまで善光寺の境内で開催されていた「善光寺びんずる市」が城山公園でも開催されるなど、新たな賑わいが生まれています。

今後、更なる公園の魅力向上に向けた施設整備や、芸術文化と公園が一体となったイベントの開催など、活性化に向けた取組を進め、善光寺周辺から城山公園一帯までを観光、文化、レクリエーションの拠点として多くの人々が集い、親しんでもらえるエリアとし、観光客等の集客や回遊性の向上を図ることで中心市街地の活性化につなげていくため、城山公園一帯の約14.5haを新たに区域として追加します。

〇西鶴賀町一帯

権堂アーケードの東側に位置する西鶴賀町一帯は、昔ながらの趣のある建物や個性的な店舗が軒を連ね、昭和レトロを感じさせるノスタルジックな街並みを有しています。この地域では、平成30年から長野市中心市街地活性化協議会と長野県建築士会ながの支部の協働により、「西鶴賀エリアリノベーション」として空き家や空き店舗の有効活用やコミュニティ醸成の取組が進められており、若者を中心に新規出店の機運が高まっています。

今後、遊休不動産活用の取組をエリア一帯に広げ、地域コミュニティの強化や交流の促進、まちなかの回遊性の向上を図ることで、中心市街地の活性化につなげていくため、西鶴賀町一帯の約6.5haを新たに区域として追加します。

◆中心市街地のゾーニング（各エリアの役割と将来像）

善光寺門前町として発展してきた中心市街地は、歴史や文化的景観を有する善光寺周辺と商業や業務など多様な都市機能が集積する長野駅周辺、これらを結ぶ善光寺表参道である中央通りを軸としてまちが形成されており、その周辺に様々な機能を有するエリアが存在しています。中心市街地の各エリアの特性や個性を活かしてまちの魅力向上を図るとともに、その効果を中心市街地全体や中心市街地周辺へ波及させていくことを目指し、長野中央西地区市街地総合再生基本計画（令和４年２月）で位置付けられている各エリアの役割を踏まえ、それぞれの将来像を示します。

エリアの名称

・エリアの役割

《エリアの将来像》

図2-1　中心市街地のゾーニング・ネットワーク

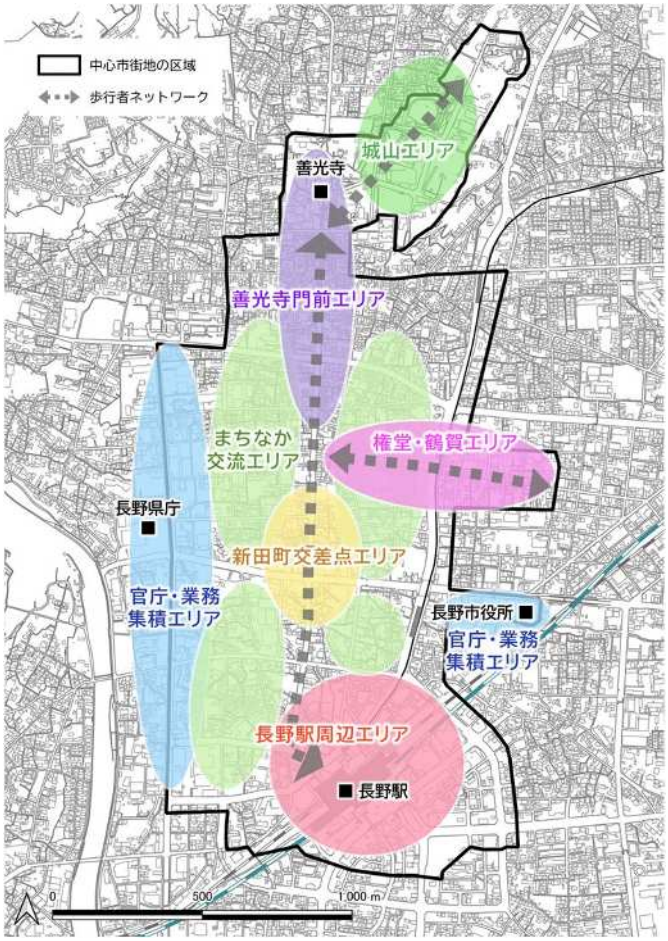

長野中央西地区市街地総合再生基本計画を基に作成

まちなか交流エリア

・人々の生活を支え、新たな価値を生み出す地域

《まちと新たな感性が出会い
創造性を育むエリア》

まちの個性を活かしつつ、新たな感性と交わることで、人と人、人とまちを繋げ、新たな価値を生み出していくエリア

官庁・業務集積エリア

・行政や企業が様々なサービスを提供する地域

《共創により未来の長野をデザインするエリア》

多様な主体が連携し、様々なサービスを提供することで、長野の未来を創造していくエリア

城山エリア

・文化・芸術に触れ、憩いと交流を育む地域

《文化芸術と緑が織りなす 憩いと交流の丘》

美術館などの文化施設と公園が一体となり、人々が文化芸術を身近に感じながら憩い、イベントなどを通じて交流を深めることができるエリア

善光寺門前エリア

・門前町の歴史的・文化的魅力を発信し、多くの来訪者を迎え入れる地域

《千年の時を超え
伝統と文化が息づく善光寺門前》

善光寺の長い歴史や門前町として栄えた独自の文化を守り育てるとともに、その魅力を多くの人々に伝え、発信するエリア

権堂・鶴賀エリア

・門前の暮らしを支えるとともに、多様で魅力的なサービスを提供する地域

《日々の暮らしと多様な文化が交錯し
人々を惹きつける文化創造エリア》

門前の暮らしを支えるとともに、アーケードを中心に多様な価値観が混ざり合うことで、新たな賑わいを生み出すエリア

新田町交差点エリア

・市民活動と情報発信により中心市街地の結節点となる地域

《伝統と未来が交差する
多世代交流の拠点となるエリア》

歴史ある善光寺門前と現代的な長野駅周辺をつなぐ表参道の中心として、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が集い、様々な活動を通じた交流により賑わいを生み出すエリア

長野駅周辺エリア

・多様な都市機能の集積により魅力と賑わいを生み出すまちの玄関口

《長野の歴史文化と未来をつなぎ
世界に魅力を発信する県都の玄関口》

門前町として発展してきた歴史・文化を踏まえ、新たな魅力と賑わいを生み出していくまちの玄関口

［３］中心市街地の要件に適合していることの説明

要　件
第 １号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
説　明
本市の中心市街地は、行政、商業、業務など、高次の都市機能が集積しており、本市の経済や文化の中心的な役割を果たしています。 ■商業機能の集積状況 中心市街地の小売業の事業所数は、長野市全体の約25%を占めています。同様に、小売業の従業者数は、長野市全体の約18%、売場面積は約15%、年間販売額は約14%を占めており、商業機能が集積する中心市街地は、本市において経済的・社会的に中心的な役割を担っています。

表　小売業の状況（中心市街地・長野市）

項目	中心市街地（Ａ）	長野市全体（Ｂ）	中心市街地比率（Ａ／Ｂ）
事業所数（件）	606	2,405	25.2%
従業者数（人）	3,583	19,967	17.9%
売場面積（㎡）	67,495	437,637	15.4%
年間販売額（百万円）	6,041,711	42,791,337	14.1%

出典：令和３年経済センサス

■都市機能の集積状況

中心市街地には、国や県の出先機関、市役所などの主要な行政機関のほか、もんぜんぷら座などの交流拠点施設、県立美術館や長野市芸術館、市立長野図書館、大学、小学校などの教育文化施設など、様々な公共施設が立地しています。

また、中心市街地に近接して県庁や複数の高等学校、大学、総合病院などが立地しており、中心市街地とその周辺に都市機能が集積しています。

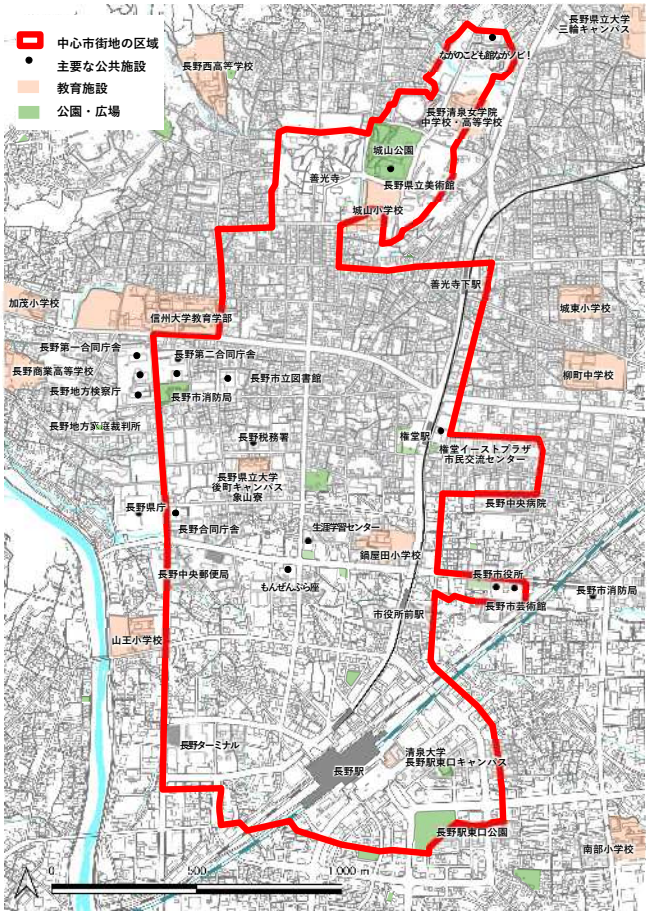

図2-2　中心市街地における都市機能の集積状況

要　件
第 2 号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
説　明

中心市街地には商業機能が集積していますが、小売業の事業所数や従業者数等は減少傾向にあり、経済活力の低下が見られます。また、市民交流の場となる公共施設の利用者数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少し、その後も完全には回復に至っていない状況です。

■商業の動向

中心市街地の小売業の事業所数、従業者数、年間販売額はともに、徐々に減少しています。

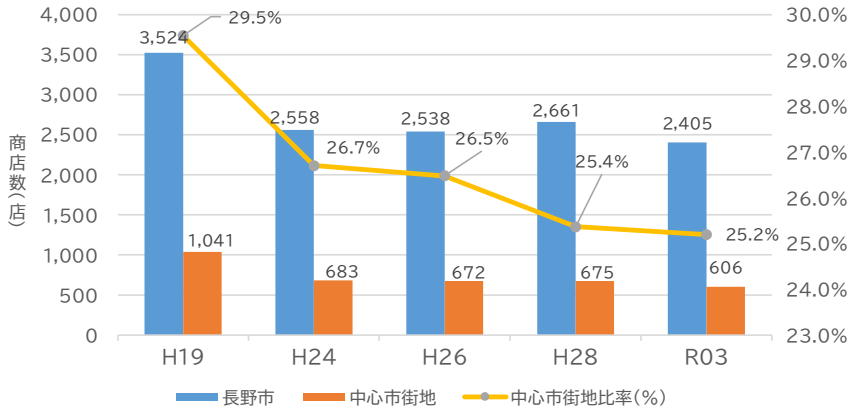

図2-3　事業所数（小売業）の推移（本市全体と中心市街地の比較）

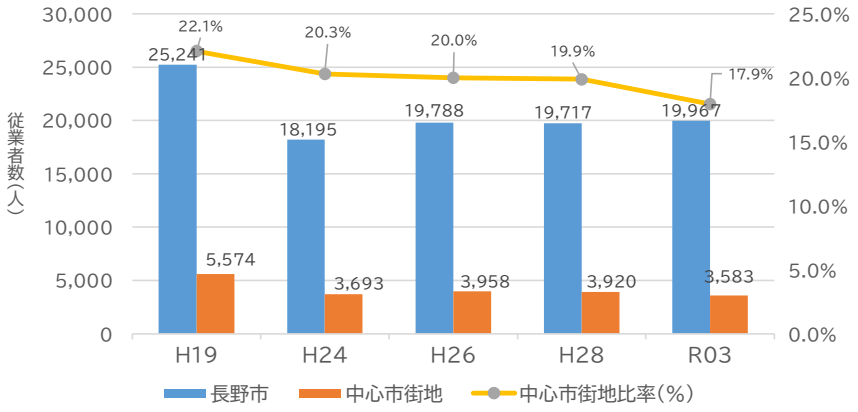

図2-4　従業者数（小売業）の推移（本市全体と中心市街地の比較）

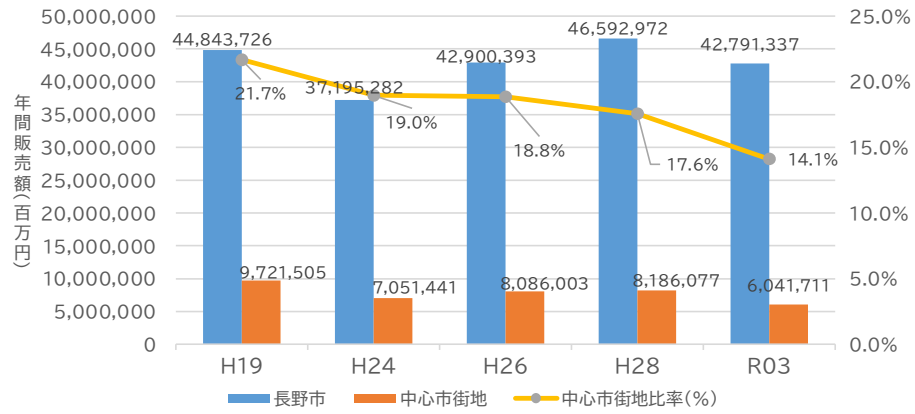

図2-5　年間販売額（小売業）の推移（本市全体と中心市街地の比較）

出典：令和３年経済センサス

中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数は減少傾向にあります。

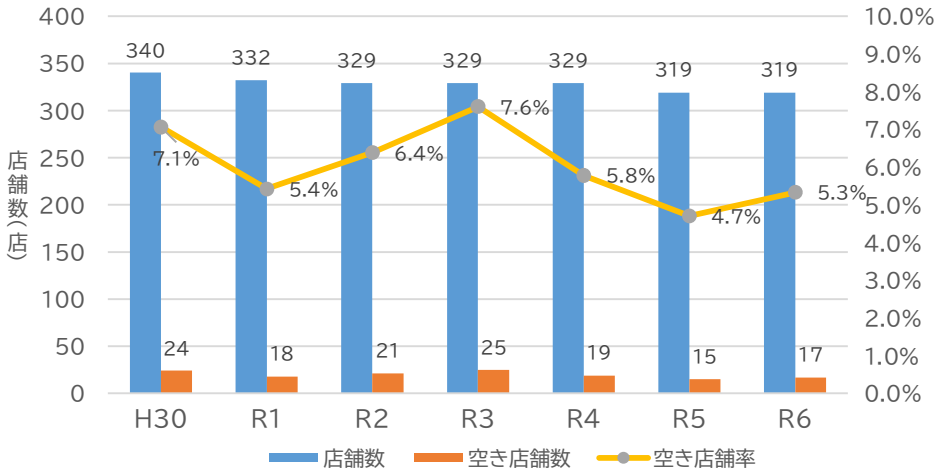

図2-6　中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分空き店舗の推移

■中心市街地の人口

中心市街地では、近年マンション建設により居住人口の増加が期待されますが、長野市の総人口は平成23年以降継続して減少傾向にあることから、中・長期的には、中心市街地においても人口が減少していくと考えられます。

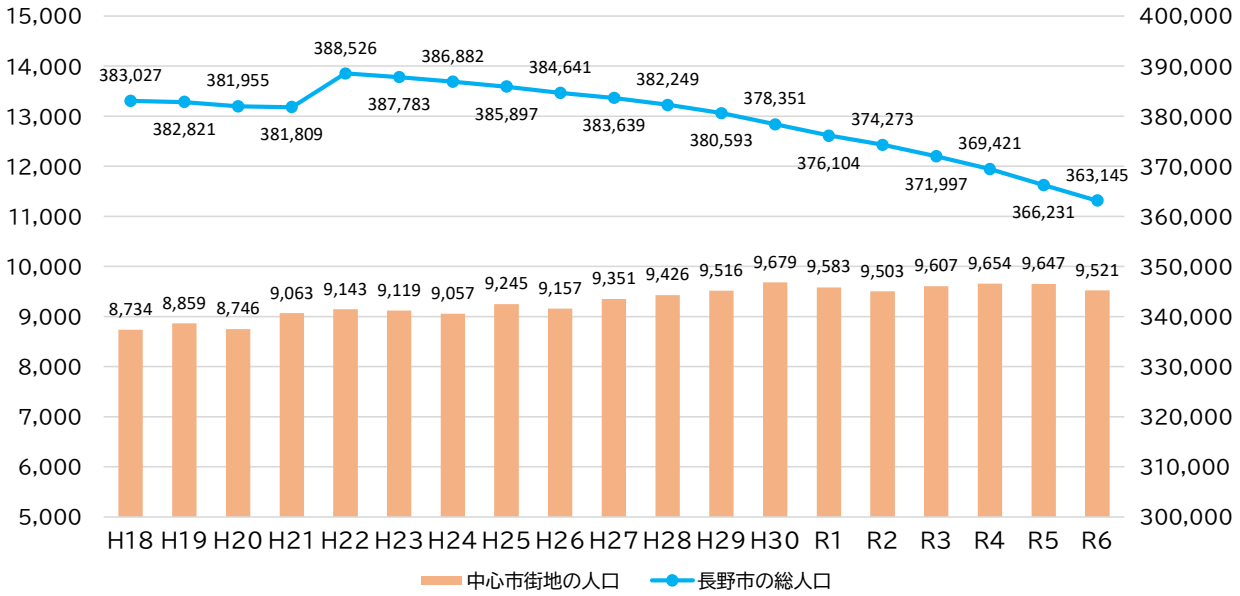

図2-7　中心市街地の人口及び長野市総人口の推移

出典：長野市統計資料

■公共施設利用者数

中心市街地における市民活動や交流の場となる、公共施設３箇所（もんぜんぷら座、生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センター）の年間利用者数は、コロナ禍を経て徐々に回復傾向にありますが、生活様式の変化もあり、コロナ禍前の水準には回復していません。

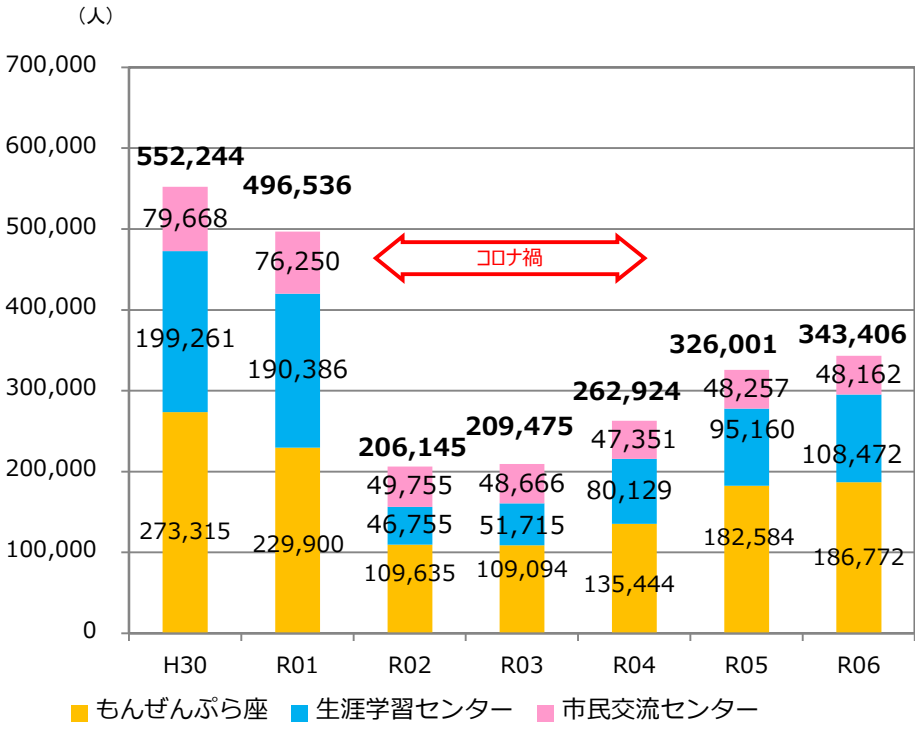

図2-8　中心市街地の公共施設３箇所における年間利用者数の推移

以上より、中心市街地の商業活動状況、人口の推移、公共施設利用者数の状況から、機能的な都市活動の確保、経済活力の維持に支障が生じるおそれがあると認められます。

要　件
第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

説　明

中心市街地は、北陸新幹線の停車駅である長野駅を擁し、県都長野の玄関口として、また、広域都市圏の拠点として、経済や文化の中心的な役割を担っており、都市機能の増進、経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで、広く地域の発展に貢献することが期待されます。

■長野市第五次総合計画 後期基本計画

基本構想の一つである〝快適に暮らし活動できるコンパクトなまち「ながの」〟に、「いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進」を政策として位置付けています。中心市街地の目指すべき状態として、人口密度が維持され、市民生活へのサービスの提供可能な都市機能が集約し、居心地の良い空間が形成されることを掲げています。

■長野市都市計画マスタープラン

中心市街地は、都市拠点のうち、広域拠点に位置付けられており、歴史・文化などの特色を尊重し、既存の都市基盤を有効活用するとともに、賑わいを創出する商業、文化等の都市機能を集積させ、まちなか居住を推進することで、多様な魅力と活力ある「都市の顔」にふさわしい中心市街地の再生を図ることとしています。

地域別街づくり構想では、以下のまちづくりの目標が掲げられています。

【長野駅善光寺口周辺地域】

・県都の玄関口として、多くの人が訪れ、交流する場としてふさわしい都市の顔づくりを進めるとともに、各種都市機能の集積及びまちなか居住の促進により広域拠点としての機能の充実を目指す。

図2-9　長野駅善光寺口周辺地域整備方針

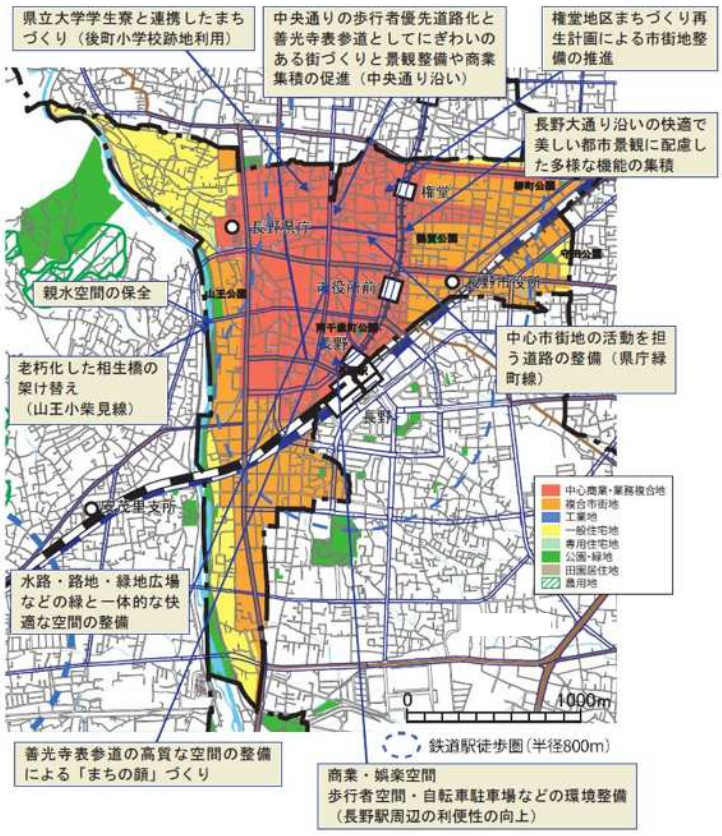

【善光寺周辺地域】

・善光寺に代表される歴史的、文化的資産を大切にして、その周辺の施設や環境を活かした、歴史が感じられる街並みの形成を目指す。

図2-10　善光寺周辺地域整備方針

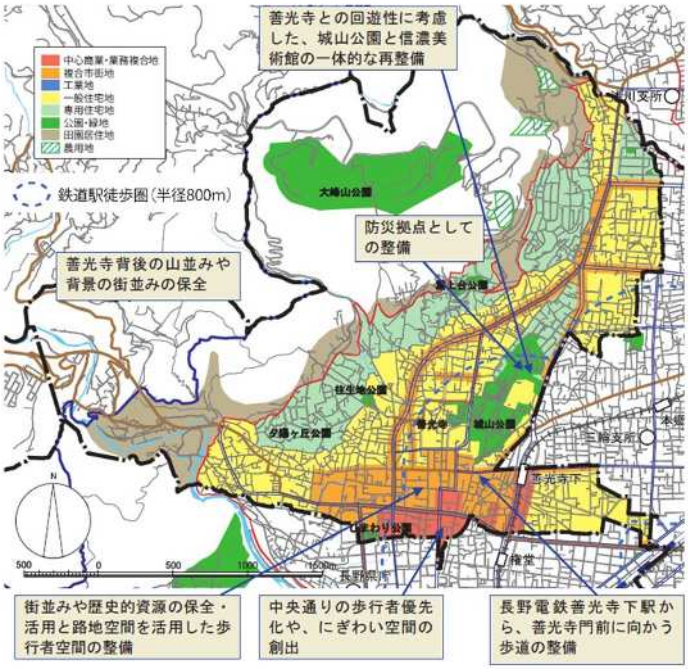

■長野県商圏調査

市町村の商業機能の影響が及ぶ範囲を示す指標である商圏人口について、長野市は約60万7400人となっています。また、消費者が居住市町村で買い物をする割合を示す地元滞留率は86.2%で、県下最大となっています。

項目	令和３年	令和６年	摘要
商圏人口（人）	635,498	607,424	前回調査より４%減
商圏内市町村数	31	28	前回調査より３減
地元滞留率（%）	89.8	86.2	前回調査より3.6%減

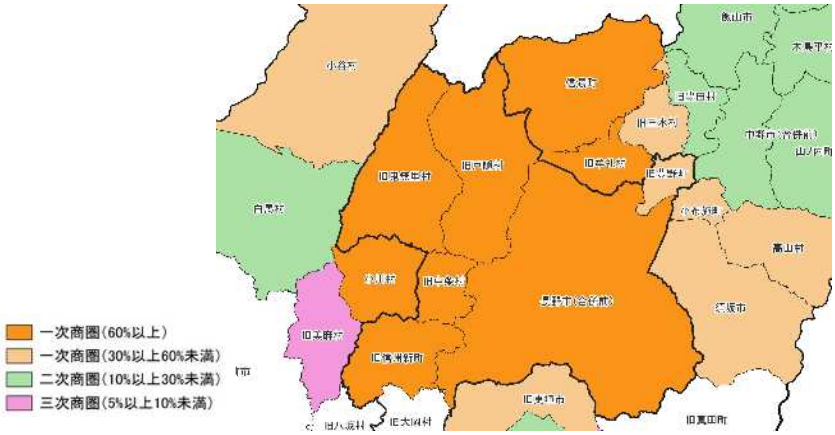

図2-11　長野市の商圏（全品目平均）

出典：長野県商圏調査報告書（令和６年度）

３．中心市街地の活性化の目標

［１］中心市街地活性化の目標

中心市街地の課題を解決し、まちの活性化に繋げていくため、「多様な都市機能の充実による、誰もが生きがいを感じて暮らせるまちの実現」「門前町の歴史や文化を活かしつつ、新たな魅力を生み出せるまちの実現」「日常と非日常が行き交う、歩いて楽しめるまちの実現」を基本方針として定めました。今期計画における中心市街地活性化の目標は、この基本方針に基づき、活性化プランで定めた４つの目標を継承し、一部わかりやすい表現に修正しました。

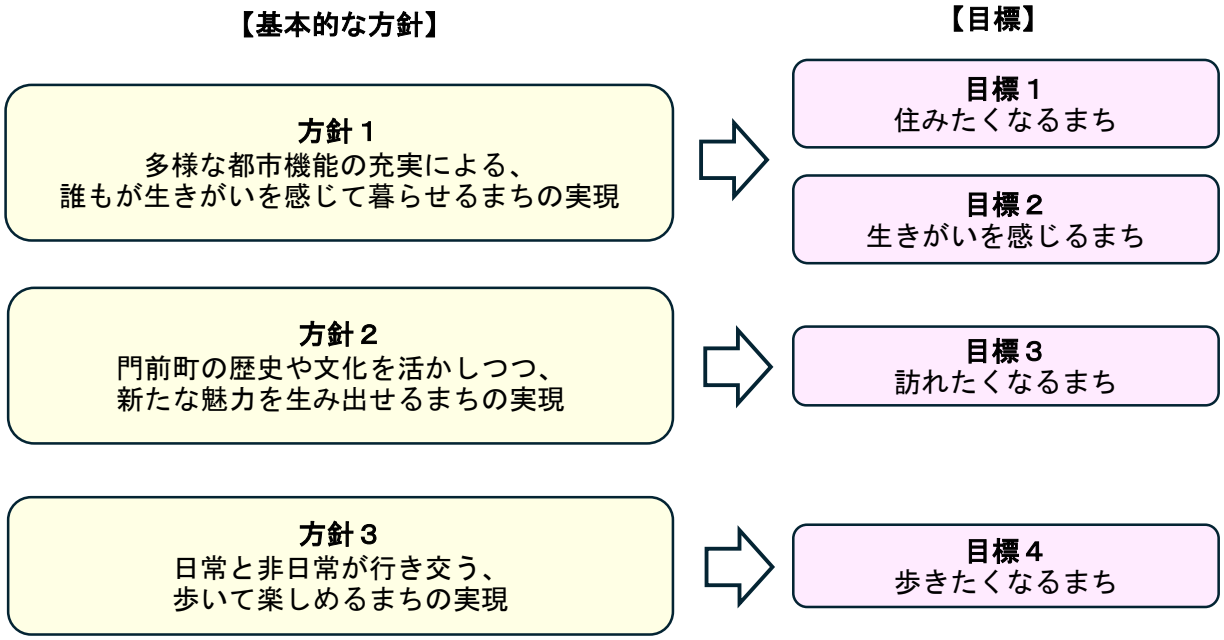

○目標１　住みたくなるまち

中心市街地の人口の推移は横ばいにあるものの、急激な少子高齢化の進展により、今後減少していくことが予想されることから、まちの活力を維持していくためには、その源となる、居住人口を維持していくことが重要であり、安心・安全で快適に暮らすことのできる居住環境の整備と居住の誘導を図る必要があります。このため、土地の高度利用と都市機能の更新を図る長野駅前B-1地区市街地再開発事業や北石堂町共同住宅等整備事業、既存ストックの有効活用を推進する中心市街地遊休不動産活用事業などに取り組むことで、まちなか居住の促進を図るとともに、まちの魅力を発信することで「住みたくなるまち」を目指します。

○目標２　生きがいを感じるまち

多様な市民活動を育むとともに、新たな文化を創造していくため、人々の活動・交流につながる機会や場を提供し、多様な主体の活動を支援していくことが必要です。このため、市民交流施設では、利用者ニーズを的確に捉えつつ、市民が主体となって文化を創造する機会や場を提供し、地域を支える人材の育成や様々な人々との交流を促進することで「生きがいを感じるまち」を目指します。

○目標３　訪れたくなるまち

主要な観光拠点となっている善光寺にちなんだ集客イベントの開催、商店街の活性化事業などに取り組むとともに、地域内に点在する魅力的な店舗など、地域資源の魅力を発信することで「訪れたくなるまち」を目指します。

○目標４　歩きたくなるまち

中心市街地における来訪者の回遊行動を善光寺の表参道である中央通りからエリア一帯に広げていくため、安全で居心地のよい歩行者のための空間形成を図るとともに、来街目的となる長野ならではの魅力あるサービスを提供していく必要があります。このため、ウォーカブルなまちづくりを推進する中央通り歩行者優先道路化事業や空き店舗等の活用などに取り組むことで、まちなかの回遊性の向上を図り「歩きたくなるまち」を目指します。

［２］計画期間の考え方

本計画の計画期間は、主要な事業の実施とその効果の発現が見込まれることを考慮し、令和８年４月から令和13年３月までの５年間とし、その最終年度である令和12年度を目標年次とします。

［３］目標指標の設定と考え方

目標指標は、中心市街地における活性化の取組を継続的に評価･検証していくため、活性化プランで設定した指標を継承します。また、各目標と指標との整合性や目標値の妥当性に留意し、本計画に基づく効果の発現と中心市街地の活性化の動向をより的確に捉えていくため、一部指標の見直しと追加を行いました。

【目標】	目標指標	基準値 (R06)	目標値 (R12)
目標１ 住みたくなるまち	指標１ 中心市街地の人口（人） （活性化プランの目標指標２に関連）	9,521	10,000
目標２ 生きがいを 感じるまち	指標２ もんぜんぷら座及び生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センター及び長野市芸術館の年間利用者数（人/年） （活性化プランの目標指標４）	513,329	620,000
目標３ 訪れたくなるまち	指標３－１ 善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量（人/日） （活性化プランの目標指標１）	31,951	37,000
	指標３－２ 中心市街地内のホテルの年間宿泊者（人） （新規目標指標）	874,560	1,010,000
目標４ 歩きたくなるまち	指標４－１ 中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量（人/日） （活性化プランの目標指標３－１）	101,449	103,000
	指標４－２ 中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数（件） （活性化プランの目標指標３－２）	17	10

■目標指標１　中心市街地の人口（人）

目標１「住みたくなるまち」の目標指標として活性化プランでは、「総人口に対する中心市街地の人口比率（%）」を設定していましたが、総人口の減少が著しく、事業の成果を的確に把握することが難しいことから、「中心市街地の人口」を新たな目標指標に設定します。

中心市街地の人口は、住民基本台帳のデータに基づき、毎年10月１日現在の人口数から把握します。また、令和元年から令和６年の実績値を用いた回帰分析により、令和12年の人口の推計値を9,627人とします。

目標指標	基準値（令和６年）	推計値（令和12年）	事業による増加数（令和12年）	目標値（令和12年）
中心市街地の人口（人）	9,521人	9,627人	473人	10,000人

事業により見込まれる具体的な成果を、推計値に積み上げて目標値を定めます。事業による中心市街地の人口増加数を473人と見込み、目標値を10,000人に設定します。

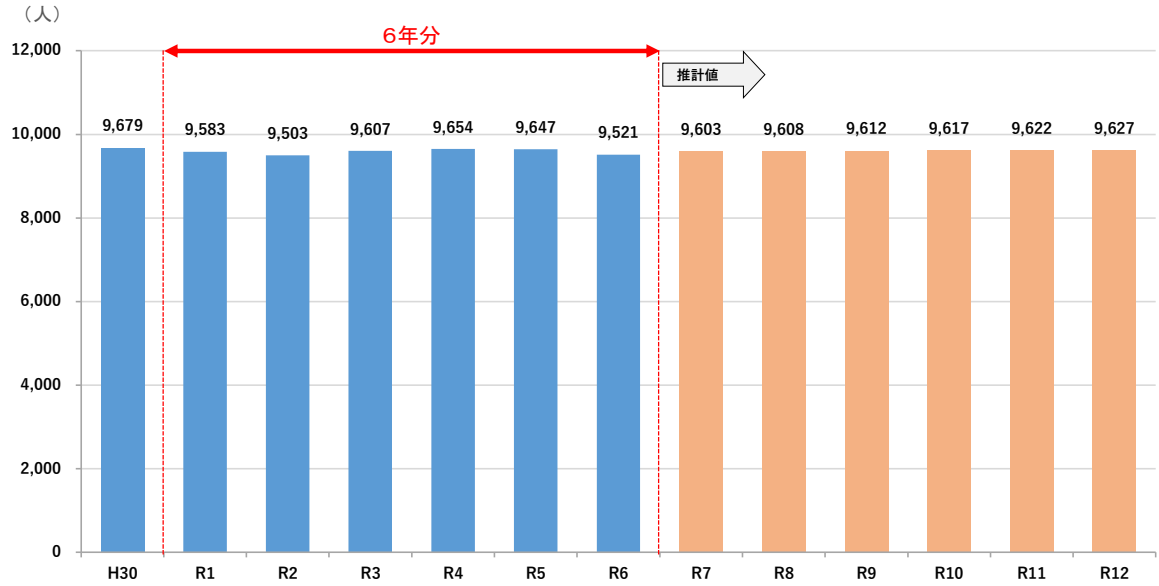

図3-1　中心市街地の人口（令和７年度以降は回帰分析による推計値）

①直接的に効果が見込まれる事業

1）北石堂町共同住宅等整備事業

267戸（想定戸数）×1.77人（令和６年の中心市街地の一世帯あたりの平均人数）＝473人

共同住宅の建設により473人の人口増加が見込まれる。

②間接的に効果が見込まれる事業

1）中心市街地遊休不動産活用事業

中心市街地に点在する遊休不動産の利活用を促進するため、情報発信の拠点整備や空き家見学会、シンポジウムなどを開催し、リノベーションによるまちづくりを推進することで、中心市街地の人口の増加に寄与することが見込まれる。

以上より、

9,627人（令和12年推計値）＋473人（事業による増加数）＝10,100人≒ 10,000人

目標値を10,000人とする。

■目標指標２　もんぜんぷら座及び生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センター及び長野市芸術館の年間利用者数（人/年）

目標２「生きがいを感じるまち」（活性化プランでは「交わりたくなるまち」）の目標指標として活性化プランで設定した、中心市街地における市民活動や交流の拠点となる公共施設３箇所（もんぜんぷら座、生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センター）の年間利用者数に加え、長野市の文化芸術の拠点に位置付けられている「長野市芸術館」の年間利用者数を加えた公共施設４箇所の利用者数を、新たな目標指標に設定します。また、もんぜんぷら座、生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センター及び長野市芸術館の年間利用者数は、各施設の年間施設利用者数の合計値から把握します。令和元年から令和６年の実績値を用いた回帰分析により、令和12年度における利用者数の推計値を424,576人とします。

目標指標	基準値（令和６年）	推計値（令和12年）	事業による増加数（令和12年）	目標値（令和12年）
もんぜんぷら座、生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センター及び長野市芸術館の利用者数（人）	513,329人	424,576人	108,353人	620,000人

推計値は基準値に比べて減少していますが、各施設の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大により激減した後、コロナ禍以降は徐々に回復していることから、少なくとも令和６年度の利用者数を維持することを前提に、基準値に事業により見込まれる効果を積み上げて目標値を定めます。

コロナ禍を経て各施設の利用者数は増加傾向にあるものの、コロナ禍前の令和元年の利用者数に対する令和６年の利用者数の割合は、もんぜんぷら座で約81%、生涯学習センターで約57%、権堂イーストプラザ市民交流センターで約63%、長野市芸術館で約87%と、各施設で回復率にばらつきがあります。各施設において、利用者数増加に向けた取組を行うことにより、計画期間の５年間で、最も利用者数が回復している長野市芸術館の回復率と同程度以上の９割まで利用者数を回復させることを目指します。

以上から、事業による施設利用者増加数を108,353人と見込み、目標値を620,000人に設定します。

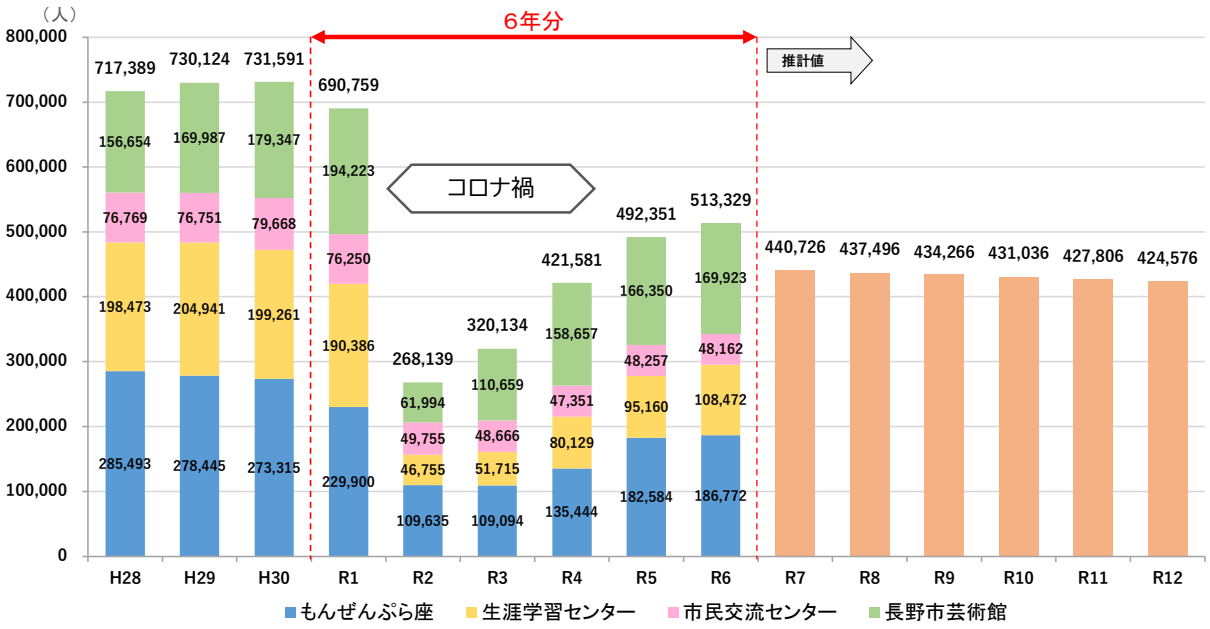

図3-2　もんぜんぷら座及び生涯学習センター、権堂イーストプラザ市民交流センター及び長野市芸術館の年間利用者数（令和７年度以降は回帰分析による推計値）

①直接的に効果が見込まれる事業

1）もんぜんぷら座運営事業

入居施設の各種講座やイベントなどの開催により、令和元年度の利用者数229,900人の９割の206,910人を見込む。（20,138人増）

2）長野市芸術館運営事業

各種公演の開催企画、市民参加型事業の推進等により、令和元年度の利用者数194,223人の９割の174,800人を見込む。（4,877人増）

3）生涯学習センター運営事業

各種講座やイベントなどの開催により、令和元年度の利用者数190,386人の９割の171,347人を見込む。（62,875人増）

4）権堂イーストプラザ運営事業

各種講座やイベントなどの開催により、令和元年度の利用者数76,250人の９割の68,625人を見込む。（20,463人増）

上記事業による効果20,138人＋4,877人＋62,875人＋20,463人＝108,353人増

以上より、

513,329人（令和６年基準値）＋108,353人（事業による効果）＝621,682人 ≒ 620,000人

目標値を620,000人とする。

②間接的に効果が見込まれる事業

1）「ながのこどもわくわくカフェ」運営事業

子どもと保護者が気軽に立ち寄れる安心・安全な居場所の確立や、まちなかで交流などを行うことで、利用者数の増加に寄与することが見込まれる。

2）TOiGO広場活用事業

生涯学習センターでの講座やイベントの開催に合わせて、隣接するTOiGO広場でのイベントを連携開催することで、相乗効果により利用者数の増加に寄与することが見込まれる。

■目標指標３－１　善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量（人/日）

目標３「訪れたくなるまち」の目標指標として、活性化プランで設定した「善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量（人）」は、観光拠点である善光寺とその周辺における来訪者数を反映したものであるため、引き続き目標指標に設定します。

善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量は、毎年10月第３日曜日に実施する「長野市歩行者通行量調査」での調査ポイント「善光寺仁王門前」の通行量により把握します。令和元年から令和６年の実績値を用いた回帰分析より、令和12年の歩行者・自転車通行量の推計値を36,443人とします。

目標指標	基準値（令和６年）	推計値（令和12年）	事業による増加数（令和12年）	目標値（令和12年）
善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量（人）	31,951人	36,443人	624人	37,000人

事業により見込まれる具体的な成果を推計値に積み上げて目標値を定めます。善光寺周辺や表参道における関連事業の実施による善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量の増加数を624人と見込み、目標値を37,000人に設定します。

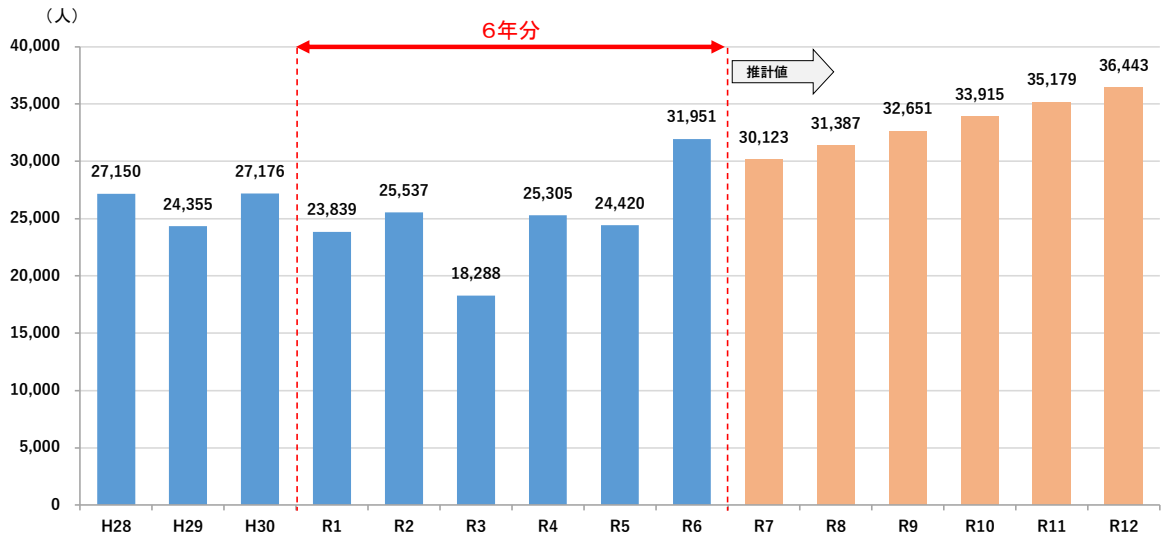

図3-3　善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量　（令和７年度以降は回帰分析による推計値）

①直接的に効果が見込まれる事業

1）中心市街地遊休不動産活用事業

空き家見学会やシンポジウムの開催、リノベーションで生まれた個性的で魅力的な店舗等の情報を発信することで、まちなかの回遊や交流、滞在機会の創出につながり、来訪者数の増加や空き店舗の解消に寄与することが見込まれる。

リノベーションで生まれた個性的で魅力的な店舗等は観光客に十分認知されていないことから、事業の実施により認知度の向上を図り、その効果を通行量に置き換えて算定する。

・中心市街地及びその周辺における令和６年度末までのリノベーション件数　215件
・廃業など考慮して約半数が残っていると想定　215 ÷２ ≒ 108件
・この108件を来街目的として各１人がまちなかに来訪　108人
・３地点における増加通行量　108人 × ３地点 ＝ 324人増

2）善光寺表参道まち歩き開催事業

善光寺を中心とした歴史的資源や地元ならではの食文化など、門前の魅力を伝えるツアーガイドにより、来訪者数の増加に寄与することが見込まれる。

通常実施している14のツアーメニューに加え、企業等と連携してツアーを企画・実施し、その効果を通行量に置き換えて算定する。

・企画ツアー数　10件
・１ツアーガイドあたりの参加者数　10人
・企画ツアーの参加者数　10件 × 10人 ＝ 100人
・３地点における増加通行量　100人 × ３地点 ＝ 300人増

以上より、1）＋2） ＝ 624人増（事業による効果）

36,443人（令和12年推計値） ＋ 624人（事業による効果） ＝ 37,067人 ≒ 37,000人

目標値を37,000人とする。

②間接的に効果が見込まれる事業

1）ぱてぃお大門運営事業

善光寺門前ならではの魅力あるサービスの提供により、来訪者数の増加に寄与することが見込まれる。

2）長野市レンタサイクル事業

Ｅバイクのレンタサイクルステーションを整備し、善光寺までの移動手段の選択肢を増やすことで、来訪者数の増加に寄与することが見込まれる。

■目標指標３－２　中心市街地内のホテルの年間宿泊者数（人）

来訪者の滞在時間が長いほど地域経済への波及効果が大きくなることから、目標３「訪れたくなるまち」の目標指標として、新たに「中心市街地内のホテルの年間宿泊者数（人）」を、目標指標に設定します。

中心市街地内のホテルの年間宿泊者数は、観光庁による「宿泊旅行統計調査」のデータから把握します。また、令和元年から令和６年の実績値を用いた回帰分析により、令和12年の宿泊者数の推計値を1,436,473人とします。

目標指標	基準値（令和６年）	推計値（令和12年）	事業による増加数（令和12年）	目標値（令和12年）
中心市街地内のホテルの年間宿泊者数（人）	874,560人	1,436,473人	136,183人	1,010,000人

年間宿泊者数の推計値は、中心市街地の全ホテルの客室稼働率が99%を超える値であり、現実的でないことから、基準値をもとに客室稼働率に着目して目標値を定めます。

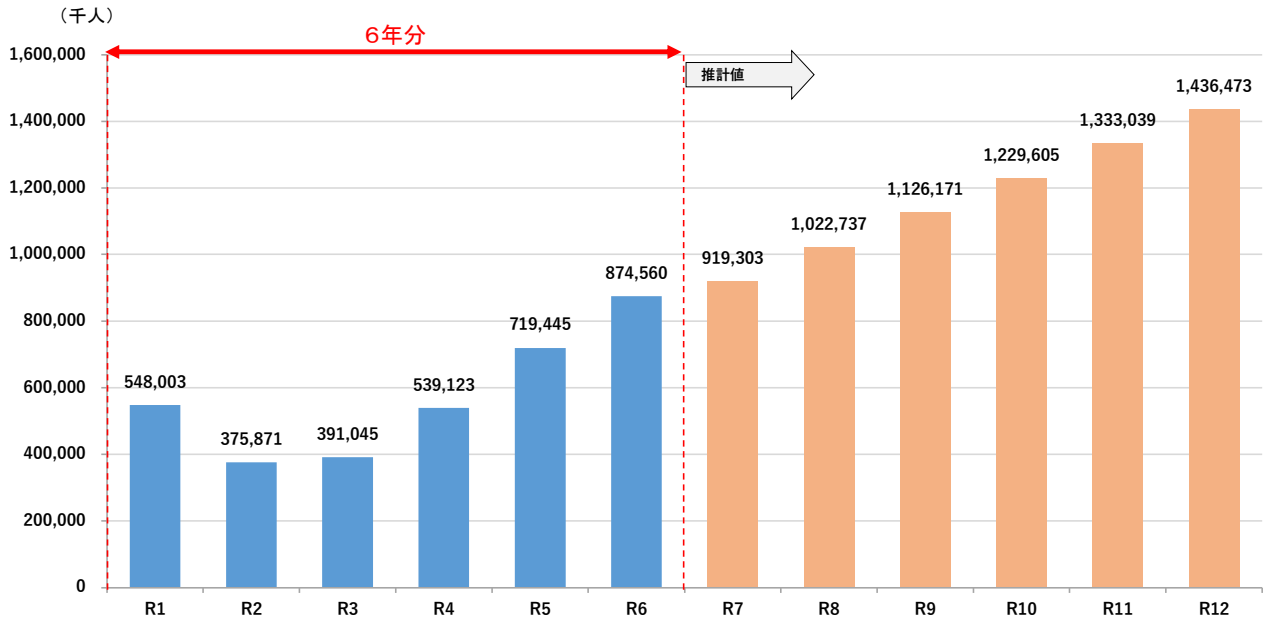

図3-4　中心市街地内のホテルの宿泊者数　（令和７年度以降は回帰分析による推計値）

本市の中心市街地のホテルの令和６年の平均客室稼働率は60.6%となっています。これに対し、全国のホテルのうち、ビジネスホテルとシティホテルの令和６年度の平均客室稼働率は、それぞれ73.7%と72.3%であることから、これらを参考に、事業により本市の中心市街地のホテルの平均客室稼働率を、現在よりも約10%増の70%とすることを目指して目標値を定めます。

・本市の中心市街地全ホテルの年間最大可能宿泊者数　1,443,919人
・平均客室稼働率が70%の時の宿泊者数　1,443,919人 × 0.7 ＝ 1,010,743人
・1,010,743人（平均客室稼働率70%）-874,560人（令和６年宿泊者数）＝136,183人（事業効果）
・874,560人（令和６年宿泊者数）＋136,183人（事業効果）＝1,010,743 ≒ 1,010,000人

以上から、事業による宿泊者増加数を136,183人と見込み、目標値を1,010,000人に設定します。

①直接的に効果が見込まれる事業

1）長野灯明まつり開催事業

冬季の夜間に開催される長野を代表するイベントであり、遠方からの来訪者の宿泊滞在につながることから、開催エリアの拡大など内容の充実を図ることで、宿泊者数の増加に寄与することが見込まれる。

2）長野マラソンウェルカムフェス開催事業

長野マラソンは、本市を代表する一大イベントであり、県内外から多くの参加者がある。マラソン大会前日に中心市街地で前夜祭となる交流イベントを開催し、参加者を中心市街地に取り込むことで、滞在宿泊やまちなかの回遊につながり、宿泊者数の増加に寄与することが見込まれる。

②間接的に効果が見込まれる事業

1）大規模集客イベント開催事業

長野の伝統を受け継ぐ四季折々のイベントの開催により、宿泊者数の増加に寄与することが見込まれる。

2）外国人観光客受入環境整備事業

インバウンド需要を取り込み、長野の魅力を伝える多様な交流機会を提供することにより、インバウンドによる滞在宿泊を促進し、宿泊者数の増加に寄与することが見込まれる。

■目標指標４－１　中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量（人/日）

目標４「歩きたくなるまち」の目標指標として、活性化プランで設定した「中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量（人）」を引き続き、目標指標に設定します。

中心市街地の歩行者・自転車通行量は、毎年９月第１金曜日に実施する「長野市歩行者通行量調査」での調査地６地点（大門駐車場、権堂町、権堂大通り、長野銀座、南千歳町、末広町）の通行量により把握します。令和元年から令和６年の実績値を用いた回帰分析により、令和12年の歩行者・自転車通行量の推計値を88,101人とします。

目標指標	基準値 （令和６年）	推計値 （令和12年）	事業による増加数 （令和12年）	目標値 （令和12年）
中心市街地（６地点）の　歩行者・自転車通行量（人）	101,449人	88,101人	1,317人	103,000人

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により歩行者数が減少したことで推計値が減少していますが、コロナ禍を経て通行量は増加傾向にあることから、基準値に事業により見込まれる成果を積み上げて目標値を定めます。

中心市街地における関連事業の展開により、歩行者・自転車通行量の増加数を1,317人と見込み、目標値を103,000人に設定します。

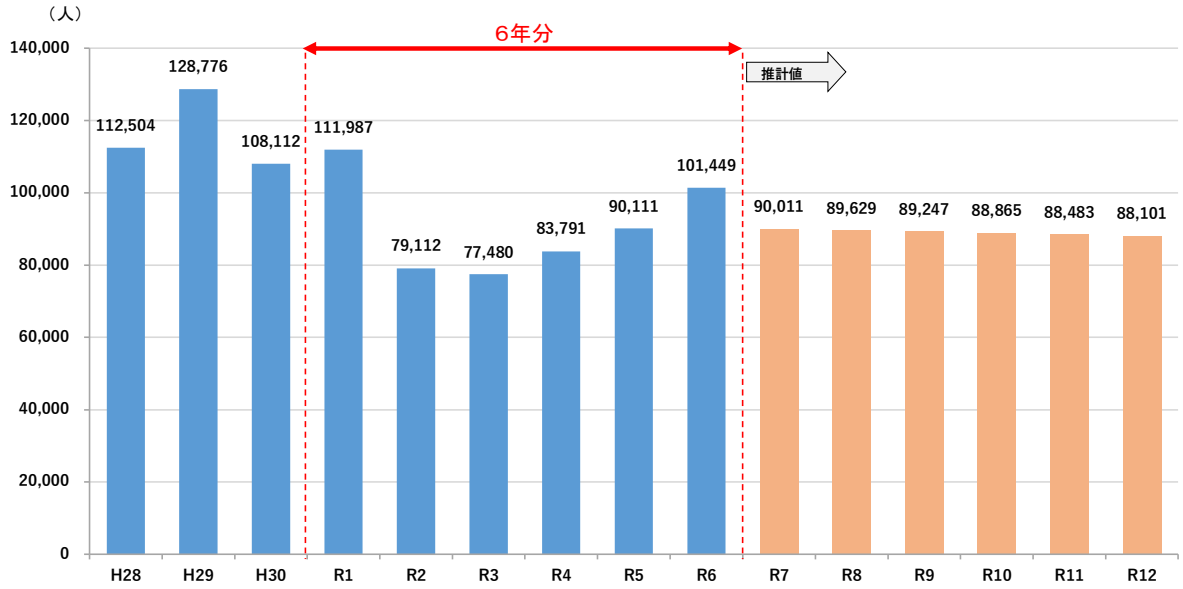

図3-5　中心市街地（６地点）の　歩行者・自転車通行量（令和７年度以降は回帰分析による推計値）

<u>①直接的に効果が見込まれる事業</u>

1）中心市街地遊休不動産活用事業

空き家見学会やシンポジウムの開催、リノベーションで生まれた個性的で魅力的な店舗等の情報を発信することで、まちなかの回遊や交流、滞在機会の創出につながり、来訪者数の増加や空き店舗の解消に寄与することが見込まれる。

外国人観光客など、来訪者の回遊行動の多くは善光寺の表参道である中央通りに集中していることから、事業の実施により、リノベーションで生まれた個性的で魅力的な店舗等の情報を発信することで、中央通りから周辺エリアへの回遊行動を促し、その効果を通行量に置き換えて算定する。

・中心市街地のホテルにおける令和６年の外国人観光客の宿泊者数　160,510人
・１日当たりの外国人観光客の宿泊者数　160,510人 ÷ 365 ＝ 439人
・中央通りを除く３地点での増加通行量　439人 × ３地点 ＝1,317人増
以上より、
101,449人（令和６年基準値）＋ 1,317人（事業による効果）＝ 102,766人≒103,000人
目標値を103,000人とする。

②間接的に効果が見込まれる事業

1）外国人観光客受入環境整備事業

インバウンド需要を取り込み、長野の魅力を伝える多様な交流機会を提供することにより、インバウンドによるまちなか回遊を促進し、歩行者・自転車通行量の増加に寄与することが見込まれる。

2）中央通り歩行者優先道路化事業

善光寺表参道である中央通りについて、歩行者等の安全性と快適性を確保し、歩きたくなる居心地の良い道路空間を創出することで、歩行者・自転車通行量の増加に寄与することが見込まれる。

3）まちなか賑わい演出事業等

花や緑による通りの装飾や、長野ならではの魅力あるサービス（飲食、体験、空間づくりなど）の提供により、気軽に立ち寄りたくなる商業環境を創出することで、まちなか回遊を推進し、歩行者・自転車通行量の増加に寄与することが見込まれる。

4）街角に芸術と音楽があるまちづくり開催事業

長野駅前広場やセントラルスクゥエア、城山公園など、中心市街地の各所で開催されるイベントや市民による音楽・ダンス・舞踊・伝統芸能イベントを開催することにより、面的な回遊に繋がることから、歩行者・自転車通行量の増加に寄与することが見込まれる。

5）商品券等発行支援事業

商店街団体が商品券等の発行により集客を促進し、地域の消費を喚起するための取組を支援することにより、歩行者・自転車通行量の増加に寄与することが見込まれる。

■目標指標４－２　中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数（件）

来街目的となる店舗が連なる魅力的な通りであることが、中心市街地における来訪者の回遊行動につながることから、目標４「歩きたくなるまち」の目標指標として、活性化プランで設定した「中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗（件）」を引き続き、目標指標に設定します。

中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗件数は、長野市が毎年10月に実施する空き店舗調査の件数から把握します。令和元年から令和６年の実績値を用いた回帰分析により、令和12年の空き店舗数の推計値を12件とします。

目標指標	基準値（令和６年）	推計値（令和12年）	事業による増減数（令和12年）	目標値（令和12年）
中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数（件）	17件	12件	△２件	10件

事業により見込まれる具体的な成果を、推計値に積み上げて目標値を定めます。関連事業の推進により、推計値よりも中央通り及び権堂アーケード沿いで各１件の空き店舗の解消を目指すこととし、事業による空き店舗の減少２件を見込み、目標値を10件に設定します。

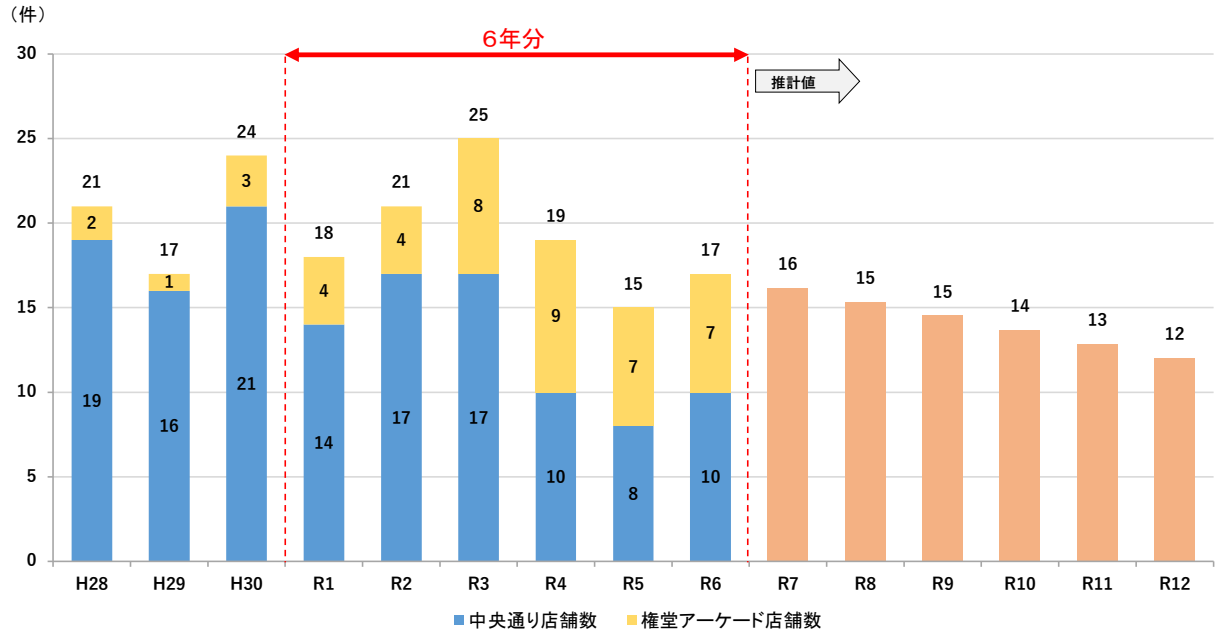

図3-6　中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数（令和７年度以降は回帰分析による推計値）

<u>①直接的に効果が見込まれる事業</u>

1）空き店舗等活用事業

空き店舗の改修・改築費の一部を補助し、空き店舗を活用した新規出店を促すことで、空き店舗の解消に寄与することが見込まれる。

2）中心市街地遊休不動産活用事業

空き家見学会やシンポジウムの開催など、遊休不動産の利活用に関わる人と人、人とまちをつなぐ取組に加え、リノベーションで生まれた個性的で魅力的な店舗等の情報を発信することで、まちなかの回遊や交流、滞在の機会の創出につながり、歩行者数の増加や空き店舗の解消に寄与することが見込まれる。

1）～2）の事業展開により、中央通り及び権堂アーケードにおいて各１件の減少を目指し、合計で２件の減少を見込む。

以上より、

12件（令和12年推計値）－２件（事業による効果）＝10件

目標値を10件とする。

②間接的に効果が見込まれる事業

1）事業承継促進事業

中小企業の事業継承に係る経費を補助することにより、事業経営者、個店経営者の承継に係る負担が軽減され、後継者不足に伴う空き店舗や空き事務所の増加を防止することが見込まれる。

図3-7　目標指標３－１　善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量
目標指標４－１　中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 調査地点

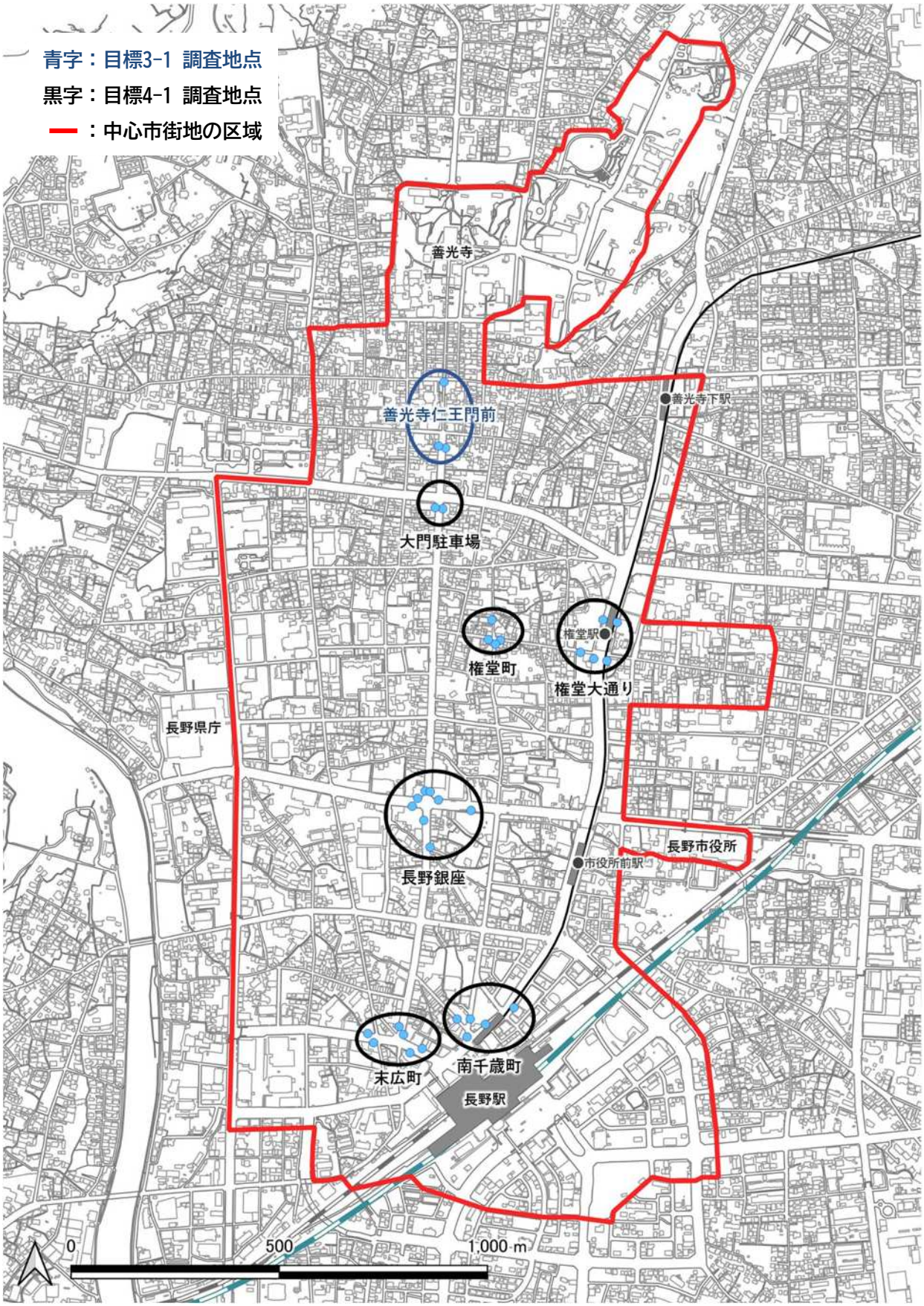

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］市街地の整備改善の必要性

■現状分析

・本市は、善光寺の門前町として発展し、善光寺の表参道である中央通りを軸として中心市街地が形成され、昔ながらの小路が数多く残っています。市では、昭和55年に策定した「長野市総合都市交通施設整備事業基本計画」に基づき、中心市街地の交通環境の整備を進めており、平成10年の長野オリンピック冬季大会を機に中心市街地の骨格をなす幹線道路の整備を完了しました。その後、居心地がよく歩きたくなるウォーカブルなまちの実現に向けて、中央通りの歩行者優先道路化に着手し、北陸新幹線が金沢まで延伸された平成27年３月までに新田町交差点から善光寺へ至る北側の整備が完了しており、今後、新田町交差点から長野駅までの南側区間の整備を予定しています。

・中心市街地の北側に位置する「城山公園」では、令和２年に策定した城山公園再整備基本構想に基づき、令和３年の県立美術館のリニューアルに合わせ噴水広場が再整備され、隣接する旧少年科学センターも「ながのこども館 ながノビ！」として再整備され、令和６年７月にオープンしました。また、長野駅から善光寺までのほぼ中間に位置し、長野オリンピック時に表彰式会場となった「セントラルスクゥエア」は、令和２年に公園として整備され、週末には多くのイベント等に利用されています。この他、長野駅東口の「長野駅東口公園」では、Park-PFIを活用した便益施設が整備され、多くの人々で賑わっています。

・中心市街地には、商業や業務など様々な都市機能が集積し、社会資本の整備も着実に進められている一方で、建物の老朽化や所有者の高齢化などに伴い、空き店舗や空きビルが増加しています。また、老朽建物解体後の敷地が小規模な平面駐車場として利用されるなど、低未利用地も増加しており、土地の健全な高度利用と都市機能の更新が課題となっています。

■市街地の整備改善の必要性

・中心市街地の歩行者ネットワークの強化を図るため、その軸となる中央通りについて、歩行者優先の道路整備が未整備となっている、新田町交差点から長野駅の区間の整備を推進する必要があります。車中心から人中心の道路空間整備を行うことにより、歩きたくなるまちの実現を目指します。

・中心市街地では「城山公園」や「セントラルスクゥエア」、「長野駅東口公園」など、まちなかの公園整備が進められてきました。まちなかの緑は、環境保全や良好な景観形成に寄与するほか、憩いの空間をもたらし、人々の生活を豊かにするなど様々な役割があります。引き続き、公園の整備や民間開発におけるグリーンインフラの確保など、緑豊かなまちづくりを推進し、住みたくなる・訪れたくなるまちの実現を目指します。

・新田町交差点周辺から長野駅までの中央通り沿道には、平面駐車場などの低未利用地や中高層の老朽建築物が多く存在し、まちの魅力や活力の低下がみられることから、市街地再開発事業等による土地の健全な高度利用と都市機能の更新により、地域の防災性向上やまちの賑わい再生を促し、住みたくなるまちの実現を目指します。

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２）①　認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２）②　認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】4-1　　【事業名】長野駅前Ｂ－１地区市街地再開発事業

<table>
<tr><td colspan="2">【事業実施時期】</td><td colspan="3">令和５年度～</td></tr>
<tr><td colspan="2">【実施主体】</td><td colspan="3">長野駅前Ｂ－１地区市街地再開発組合（予定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【事業内容】</td><td colspan="3">長野駅前の末広町交差点北東エリアにおいて、土地の有効活用や老朽建物の解消を図るとともに、都市機能更新による商業・業務機能の拡充や、まちなか居住を推進するため、店舗、オフィス、住宅等を一体的に整備するもの。
地区面積：約0.6ha
主要用途：店舗、事務所、共同住宅、駐車場</td></tr>
<tr><td colspan="5">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標】</td><td colspan="3">１住みたくなるまち　４歩きたくなるまち</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標指標】</td><td colspan="3">①中心市街地の人口
④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量
④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数</td></tr>
<tr><td></td><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3">本事業は、まちの魅力向上や賑わい創出につながる店舗やオフィス、まちなか居住を促進する共同住宅を整備するものであり、善光寺表参道の玄関口の顔となる新たな拠点が形成されることで、まちなかの回遊性向上など、周辺への波及効果が期待され、中心市街地の活性化に資する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置名】</td><td colspan="3">社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置実施時期】</td><td>令和５年度～</td><td>【支援主体】</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td colspan="2">【その他特記事項】</td><td colspan="3">区域内</td></tr>
</table>

【事業番号】4-2　　【事業名】中央通り歩行者優先道路化事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	善光寺の表参道である中央通りにおいて、長野駅前から新田町交差点までの区間の道路空間再配分や美装化等により、歩行者優先の道路空間を整備するもの。 延長：約690m 幅員：18～22m		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	広い歩行空間の確保や滞留空間の整備、善光寺表参道の景観に配慮したデザインなど、歩行者のための安全で快適な空間を創出することで、まちなかの回遊性向上につながり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画関連事業）		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】4-3　　【事業名】城山公園再整備事業

【事業実施時期】	令和８年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	城山公園の魅力と回遊性の向上を図るため、公園のふれあい広場に隣接する神社庁跡地を公園と一体的に整備するもの。（整備面積：約1,000㎡） また、城山公園再整備基本構想に基づき、交流の丘ゾーンと城山動物園の再整備を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	神社庁跡地の有効活用や城山公園再整備基本構想に基づく再整備により、公園の魅力向上が図られることで、利用者の増加や回遊性の向上が期待され、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画関連事業）		
【支援措置実施時期】	令和９年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

（４）国の支援がないその他の事業

【事業番号】4-4　　【事業名】善光寺東参道整備事業

【事業実施時期】	令和２年度～		
【実施主体】	長野県、長野市		
【事業内容】	善光寺と長野電鉄善光寺下駅を結ぶ善光寺東参道（都市計画道路 新町返目線）において歩道を整備するもの。 延長：約80ｍ		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	長野電鉄善光寺下駅から善光寺までの主要な経路である善光寺東参道の歩道を整備することにより、来訪者の安全性と快適性が確保され、回遊性の向上につながることから、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】4-5　　【事業名】長野駅周辺駐輪環境整備事業

【事業実施時期】	令和８年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	中心市街地における自転車利用者の利便性向上を図るため、長野駅周辺において駐輪場の整備及び適正な管理を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	４歩きたくなるまち		
【目標指標】	④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	長野駅周辺における駐輪場の整備により自転車の利用環境が向上することで、自転車の利用が増進され、まちなかを回遊する機会が増えることにより、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】4-6　　【事業名】北石堂町共同住宅等整備事業

<table>
<tr><td colspan="2">【事業実施時期】</td><td colspan="3">令和5年度～令和9年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">【実施主体】</td><td colspan="3">民間事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">【事業内容】</td><td colspan="3">中央通り沿いの大型商業施設跡地において、マンション等を整備するもの。
区域面積：約0.4ha
主要用途：共同住宅、店舗、駐車場</td></tr>
<tr><td colspan="5">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標】</td><td colspan="3">１住みたくなるまち　４歩きたくなるまち</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標指標】</td><td colspan="3">①中心市街地の人口
④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量
④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数</td></tr>
<tr><td></td><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3">本事業では、まちなか居住を促進する共同住宅の整備に加え、中央通りに面する１階部分にはまちの賑わい創出につながる店舗の整備が計画されており、中心市街地の活性化に資する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置名】</td><td colspan="3">・・・</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置実施時期】</td><td>・・・</td><td>【支援主体】</td><td>・・・</td></tr>
<tr><td colspan="2">【その他特記事項】</td><td colspan="3">区域内</td></tr>
</table>

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項

［１］都市福利施設の整備の必要性

■現状分析

・中心市街地には、市立長野図書館や県立美術館などの文化施設や、専門学校・大学などの教育機関、医療機関など多くの都市福利施設が集積しています。本市では、平成12年に市街地中心部にあった２つの大型商業施設が相次いで倒産・撤退したことから、まちの中心部の空洞化を防ぎつつ、市民活動や交流の場と機会を提供するため、一方の空きビルを活用し、市民活動支援施設や子育て支援施設、高齢者交流施設等の公益施設と食品スーパーなどが入居する複合施設「もんぜんぷら座」を平成15年にオープンしました。また、もう一方の空きビルは解体し、平成18年に市街地再開発事業により、放送局や商業施設に併せて生涯学習の拠点となる「生涯学習センター」が入居する複合施設「TOiGO（トイーゴ）」をオープンしました。その後、平成27年には権堂地区における市民活動・交流の拠点となる「権堂イーストプラザ市民交流センター」、平成28年には文化芸術活動の拠点となる「長野市芸術館」がそれぞれオープンし、中心市街地内に市民活動や交流を促進する多様な公益施設が集積しました。これら施設は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用者が大幅に減少しましたが、コロナ禍以降は徐々に回復しつつあり、市民活動や交流の拠点として利用されています。

　なお、「もんぜんぷら座」は、施設の老朽化により令和12年度末を目途に廃止が予定されており、建物解体後の敷地の利活用に加え、既存機能の移転先の確保が課題となっています。

■都市福利施設を整備する事業の必要性

・中心市街地には、市民活動や交流を支援する施設や、教育文化施設など多くの都市福利施設が集積しており、多様な市民ニーズに対応しています。今後は、既存施設の利活用を促進する効果的な取組を充実させることで、更なる利用者の増加を図り、人々の交流をとおしてまちの賑わいにつなげ、誰もが生きがいを感じて暮らせるまちの実現を目指します。

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２）①　認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】 5-1　【事業名】ながの若者スクエア「ふらっと♭」運営事業

<table>
<tr><td colspan="2">【事業実施時期】</td><td colspan="3">令和５年度～</td></tr>
<tr><td colspan="2">【実施主体】</td><td colspan="3">長野市</td></tr>
<tr><td colspan="2">【事業内容】</td><td colspan="3">中心市街地の中心に位置するもんぜんぷら座において、若者が主体的にまちづくり活動に取り組む機運の醸成や若者同士の交流を推進するため、「ながの地域まるごとキャンパス」など具体的な参加型体験プログラムの実施や交流の場を提供するもの。</td></tr>
<tr><td colspan="5">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標】</td><td colspan="3">２生きがいを感じるまち　４歩きたくなるまち</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標指標】</td><td colspan="3">②各施設の利用者数
④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量</td></tr>
<tr><td></td><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3">若者スクエア「ふらっと♭」は、学生をはじめとした若者が、学校や自宅、部活、習い事以外で、自由に集まることができる施設であり、体験型のプログラムなどをとおして、若者同士の交流の機会が生まれることで、やりがいや生きがいをもって主体的にまちづくり活動に取り組む機運や機会を生み出すもので、まちなかにおける交流人口の拡大にもつながり、中心市街地の活性化に資する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置名】</td><td colspan="3">中心市街地活性化ソフト事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置実施時期】</td><td>令和８年度～令和12年度</td><td>【支援主体】</td><td>総務省</td></tr>
<tr><td colspan="2">【その他特記事項】</td><td colspan="3">区域内</td></tr>
</table>

（２）②　認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】5-2　　【事業名】こども広場「じゃん・けん・ぽん」運営事業

【事業実施時期】	平成15年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	中心市街地の中心に位置するもんぜんぷら座において、乳幼児の遊び場と保護者の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談に応じるなど、子育て支援を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１住みたくなるまち　２生きがいを感じるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	①中心市街地の人口 ②各施設の利用者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地における子育て支援の拠点として、乳幼児の安心・安全な遊び場を提供するとともに、子育て世代の親にとっては子育て相談だけでなく、貴重な交流の場となっており、まちなかで安心して暮らしていくために必要な機能を担っている。また、中心市街地以外の居住者にとっては来街目的ともなっており、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	重層的支援体制整備事業交付金		
【支援措置実施時期】	令和６年度～	【支援主体】	厚生労働省
【その他特記事項】	区域内		

（４）国の支援がないその他の事業

【事業番号】5-3　　【事業名】長野市芸術館運営事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	文化・芸術の振興を図るため、音楽や演劇など、市民が文化芸術に触れる機会と場を提供するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２生きがいを感じるまち　３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	②各施設の利用者数 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	長野市芸術館は、市民の文化芸術の交流拠点であり、音楽や演劇、ダンスなど多彩なジャンルのイベントが開催される施設で、市民参加型の企画も多く、子ども向けプログラムも充実しており、本市の文化芸術の中心的存在となっていることから、本事業の展開は中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

（４）国の支援がないその他の事業

【事業番号】5-4　　【事業名】生涯学習センター運営事業

【事業実施時期】	平成18年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	生涯学習の振興と市民の積極的な社会活動への参加を促進するため、各種講座の開催など活動の機会と場を提供するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２生きがいを感じるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	②各施設の利用者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	長野市生涯学習センターは、市民が「いつでも・どこでも・誰でも」学べる環境を提供するための生涯学習の拠点施設であり、様々な講座・イベントの開催や地域の集会、学生などの自主学習の場として活用され、市民のまちなかにおける交流の場となっていることから、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】5-5　　【事業名】「ながのこどもわくわくカフェ」運営事業

【事業実施時期】	令和５年度～		
【実施主体】	NPO法人ながのこどもの城プロジェクト		
【事業内容】	不登校など様々な事情を抱える児童・生徒の「第三の居場所」を運営し、学習支援・食事支援・相談・交流など子どもたちの安心・安全な成長を支援するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１住みたくなるまち　２生きがいを感じるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	①中心市街地の人口 ②各施設の利用者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	「ながのこどもわくわくカフェ」は、中心市街地における子どもと保護者のための多機能型の居場所で、学習支援・食事支援・相談・交流などを通じて、子どもたちの安心・安全な成長を支えている登録制の施設である。様々な事情を抱える子供たちのまちなかにおける交流の場、まちなか居住をサポートする場となっており、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】5-6　　【事業名】もんぜんぷら座運営事業

【事業実施時期】	平成15年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	市民活動や交流を促進し、中心市街地の活性化につなげるため、多様な市民活動の機会と場を提供するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２生きがいを感じるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	②各施設の利用者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	もんぜんぷら座は、市民活動や生涯学習、文化交流など多様な機能を持つ施設が入居し、市民活動や交流の拠点となっている。本事業により、まちなかへの来訪やまちなか交流の機会が創出されており、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】5-7　　【事業名】権堂イーストプラザ運営事業

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	権堂地区における市民活動や交流を促進し、賑わいを創出するため、市民活動の機会と場を提供するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２生きがいを感じるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	②各施設の利用者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	権堂イーストプラザ市民交流センターは、権堂地区における市民のための交流・活動の拠点施設であり、地域の賑わい創出と市民活動の支援を目的に、各種講座やイベント等が定期的に開催されている。地域の人々が気軽に集まり、学び、楽しめる「まちの広場」として親しまれており、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［１］まちなか居住の推進の必要性

■現状分析

・中心市街地では、平成27年度から令和６年度までの過去10年間で、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業、民間開発などにより約790戸の住宅が供給されており、まちなか居住の促進が図られてきました。中心市街地の人口は、ここ数年のマンション建設等により9,500人前後を維持していますが、令和７年４月に改訂された長野市人口ビジョンでは、今後、急激な人口減少により2060年（令和42年）には市全体の総人口が約27万４千人（令和７年４月現在：約36万人）になると推計されており、中心市街地の人口についても、将来的には減少していくことが予想されます。

■まちなか居住を推進する事業の必要性

・中心市街地の人口減少は、市民活動の衰退や地域コミュニティの喪失のほか、生活に要する消費額全体が減少して経済規模の縮小を招くなど、様々な問題をもたらす原因となることから、将来にわり持続可能なまちづくりをしていくため、まちなか居住を促進し、中心市街地の人口を維持していくことが重要です。

・まちなか居住を促進していくためには、マンションなど新たな住宅の供給だけでなく、空き家・空き店舗となっている既存ストックの積極的な活用を推進するとともに、まちなかにおけるグリーンインフラの導入、人々の交流機会の創出など、魅力的な住環境の整備に向けた取組が必要です。

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】6-1　　【事業名】中心市街地遊休不動産活用事業

<table>
<tr><td colspan="2">【事業実施時期】</td><td colspan="3">平成27年度～</td></tr>
<tr><td colspan="2">【実施主体】</td><td colspan="3">長野市、長野市中心市街地活性化協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">【事業内容】</td><td colspan="3">中心市街地に点在する空き家や空き店舗など遊休不動産の活用を促進するため、まちの暮らしや建物に関する情報を発信する案内所の設置や、空き家見学会、シンポジウムなどの開催に加え、様々な主体と連携したリノベーションプロジェクトに取り組むもの。
また、リノベーションで生まれた魅力的な店舗等の認知度向上を図るため積極的な情報発信を行うもの。</td></tr>
<tr><td colspan="5">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標】</td><td colspan="3">１住みたくなるまち　３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標指標】</td><td colspan="3">①中心市街地の人口
③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量
④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量
④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数</td></tr>
<tr><td></td><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3">空き家見学会やシンポジウムの開催、リノベーションプロジェクトに取り組み、リノベーションに関わる人と人、人とまちをつなげることで、人々の交流やまちなか回遊の機会を創出するとともに、善光寺門前での暮らしなどまちの魅力発信により、まちなか居住の促進にもつながり、中心市街地の活性化に資する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置名】</td><td colspan="3">中心市街地活性化ソフト事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置実施時期】</td><td>令和８年年度～令和12年度</td><td>【支援主体】</td><td>総務省</td></tr>
<tr><td colspan="2">【その他特記事項】</td><td colspan="3">区域内</td></tr>
</table>

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】6-2　　【事業名】長野駅前Ｂ－１地区市街地再開発事業（再掲）

【事業実施時期】	令和５年度～		
【実施主体】	長野駅前Ｂ－１地区市街地再開発組合（予定）		
【事業内容】	長野駅前の末広町交差点北東エリアにおいて、土地の有効活用や老朽建物の解消を図るとともに、都市機能更新による商業・業務機能の拡充や、まちなか居住を推進するため、店舗、オフィス、住宅等を一体的に整備するもの。 地区面積：約0.6ha 主要用途：店舗、事務所、共同住宅、駐車場		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１住みたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	①中心市街地の人口 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	本事業は、まちの魅力向上や賑わいの創出につながる店舗やオフィス、まちなか居住を促進する共同住宅を整備するものであり、善光寺表参道の玄関口の顔となる新たな拠点が形成されることで、まちなかの回遊性の向上など、周辺への波及効果も期待され、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

（４）国の支援がないその他の事業

【事業番号】6-3　　【事業名】北石堂町共同住宅等整備事業（再掲）

【事業実施時期】	令和5年度～令和9年度		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	中央通り沿いの大型商業施設跡地において、マンション等を整備するもの。 区域面積：約0.4ha 主要用途：共同住宅、店舗、駐車場		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１住みたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	①中心市街地の人口 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	本事業では、まちなか居住を促進する共同住宅の整備に加え、中央通りに面する１階部分にはまちの賑わい創出についながる店舗の整備が計画されており、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［１］経済活力の向上の必要性

■現状分析

・令和６年度に市民5,000人を対象として実施したまちづくりアンケート（回答数2,476通）では、中心市街地の活性化に向けて求める取組として、「魅力的な商業環境の充実」が全体の44.1%と最も多い結果となっていますが、近年、中心市街地の小売業の事業者数、従業者数、年間販売額は、いずれも減少しており、商業業務機能の低下が進んでいます。

・商店街では、商店主の高齢化や後継者不足等により個店が減少し、商店街が開催するイベントにかかる負担が大きくなってきており、売り上げや販路拡大につながる効果的・効率的な取組が課題となっています。

・中央通り及び権堂アーケード沿いの１階部分の空き店舗数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時増加しましたが、コロナ禍以降、減少傾向にあります。

・善光寺門前では、近年、空き家や空き店舗となった建物をリノベーションして魅力的な店舗や宿泊施設などに活用する動きが多く見られ、中心市街地及びその周辺のリノベーション件数は、この20年で200件を超えています。一方で、市民や観光客の認知度はまだ低く、来訪者の回遊行動の多くは中央通り沿いに限られています。

・コロナ禍以降、本市を訪れる外国人観光客は急激に増加しているものの、その目的は特定の観光地に限定されており、中心市街地内への回遊行動を促すなど、滞留時間を拡大していくことが課題となっています。

■商業の活性化のための事業及び措置の必要性

・令和７年秋に近隣市の郊外に大型商業施設が開店し、今後、本市の商業環境に影響を及ぼすことが予想されます。このため、善光寺門前に息づく歴史や文化、地場産業などを活かし、長野ならではのモノやコトなどのサービスを提供をしていくことが重要であり、地元商店街等と連携を図りながら、その魅力を高めていく必要があります。

・「訪れたくなるまち」「歩きたくなるまち」の実現に向け、市街地再開発事業などによる都市機能更新や、居心地がよく歩いて楽しい空間づくりなど、ハード面での取組に加え、既存ストックの有効活用や、リノベーションにより生まれた個性的な店舗など長野の魅力を積極的に発信するなど、商店街の活力向上に向けたソフト面での取組を進め、魅力的な商業環境の充実を図ることが重要です。

・今後、更なる増加が予想される外国人観光客が、広域観光の拠点として中心市街地に長期滞在し、まちなかを回遊できるよう、宿泊施設や飲食店においてインバウンドを受け入れる体制の拡充が必要です。

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

【事業番号】7-1　　【事業名】もんぜん青空テラス事業

【事業実施時期】	令和８年度～		
【実施主体】	長野市、民間事業者		
【事業内容】	中央通り歩行者優先道路化事業と連携し、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を活用してオープンカフェなど道路空間の活用を図ることで、まちなかの賑わいを創出するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	４歩きたくなるまち		
【目標指標】	④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	中央通りの歩行者優先道路化事業で整備された広い歩道空間を、オープンカフェや休憩スペース等として活用することにより、まちなかの賑わいを創出することができ、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	道路の占用の特例		
【支援措置実施時期】	令和８年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

（２）①　認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】7-2　　【事業名】中心市街地遊休不動産活用事業（再掲）

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	長野市、長野市中心市街地活性化協議会		
【事業内容】	中心市街地に点在する空き家や空き店舗など遊休不動産の活用を促進するため、まちの暮らしや建物に関する情報を発信する案内所の設置や、空き家見学会、シンポジウムなどの開催に加え、様々な主体と連携したリノベーションプロジェクトに取り組むもの。 また、リノベーションで生まれた魅力的な店舗等の認知度向上を図るため、積極的な情報発信を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１住みたくなるまち　３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	①中心市街地の人口 ③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	空き家見学会やシンポジウムの開催、リノベーションプロジェクトに取り組み、リノベーションに関わる人と人、人とまちをつなげることで、人々の交流やまちなか回遊の機会を創出するとともに、善光寺門前での暮らしなどまちの魅力発信により、まちなか居住の促進にもつながり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-3　　【事業名】空き店舗等活用事業

【事業実施時期】	平成12年度～		
【実施主体】	長野市、民間事業者		
【事業内容】	中心市街地における商店街の活力と賑わいを再生し、まちなかの回遊性向上を図るため、空き店舗等の改修・改築費の一部を補助するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量、 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	空き店舗の活用により、商店街の連続性が保たれ、まちの魅力向上やにぎわい再生につながる。また、空き店舗を活用し、新規オープンを目指す者の増加や、空き店舗を活用した個性的で魅力的な店舗に訪れたいという新たな来街者の増加も期待され、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-4　　【事業名】まちなか賑わい演出事業

【事業実施時期】	平成23年度～		
【実施主体】	長野市、商店街団体		
【事業内容】	まちのにぎわいを演出する草花の植栽や、商店街の情報発信など、商店街や個店の魅力向上のために行う事業に対して、経費の一部を補助するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	緑化による潤いのある空間の形成や、まちなかの個店の持つ魅力を広く発信するなどの取組によって、まちなかへの来訪機会を創出することで、回遊や交流を促し、まちなかの賑わい創出を図るものであり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】7-5　　【事業名】商店街イベント支援事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	長野市、商店街団体		
【事業内容】	まちなかに人を呼び込み、賑わいを創出するため、商店街団体が実施する祭りなどのイベントの開催に係る経費を補助するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数指標 ④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	本事業により、商店街ごとの特色ある様々なイベント行事が実施されることで、まちの活気や賑わいの創出につながり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】7-6　　【事業名】商店街活性化事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	長野市、商店街団体		
【事業内容】	商店街団体が実施する商店街の魅力を向上させるための事業など、商店街の活性化に係る経費を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	商店街団体の活動を支援することで、商店街等への来訪を促進し、まちなかの回遊や交流機会の創出につながることが期待され、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】7-7　　【事業名】事業承継促進事業

【事業実施時期】	令和６年度～		
【実施主体】	長野市、民間事業者		
【事業内容】	事業承継に係るコンサルティングや計画の策定など、中小企業の事業承継に係る経費を補助するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	本事業により、中心市街地での事業経営者、個店経営者の承継に係る負担が軽減され、経済活力・賑わいの維持・促進につながり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】7-8　　【事業名】商品券等発行支援事業

【事業実施時期】	令和５年度～		
【実施主体】	長野市、商店街団体		
【事業内容】	商店街団体が地域の消費を喚起するために実施する、商品券等の発行の取組に対して経費の一部を補助するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	商店街でお得に買い物ができる商品券の発行により、商店街における消費行動につながるとともに、商店街を巡ることで回遊性が向上し、まちなかの賑わい創出にもつながるものであり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】7-9　　【事業名】大規模集客イベント等開催事業

【事業実施時期】	昭和46年度～		
【実施主体】	長野市、民間事業者		
【事業内容】	善光寺花回廊、長野びんずる、ながの大道芸フェスティバル、善光寺表参道秋祭り、ながの七夕まつり、ながの祇園祭など、まちなかの賑わいを創出するイベントを開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	伝統ある「ながの祇園祭」など、長野の四季を彩る様々なイベントを継続的に開催することにより、市民や観光客の来訪機会を創出し、回遊や交流を促すことで、まちなかの賑わいを生み出すものであり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-10　　【事業名】善光寺表参道まち歩き開催事業

【事業実施時期】	平成24年度～		
【実施主体】	長野市、長野市ガイド協会		
【事業内容】	善光寺表参道のまち歩きを促進するため、観光客に善光寺門前の歴史や文化など長野の魅力を伝えるガイドツアーを開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	善光寺表参道において、インバウンドを含む観光客を対象としたガイドツアーを実施することにより、長野の歴史・文化、長野ならではの魅力や楽しみ方を発信することで、本市を再び訪れる機運の醸成やまちなかの回遊行動に繋がり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-11　　【事業名】長野灯明まつり開催事業

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	長野灯明まつり実行委員会		
【事業内容】	来訪者が少ない冬季のまちなか観光を推進するため、善光寺のライトアップや灯篭を用いたゆめ灯り絵展等を開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	長野灯明まつりは、善光寺と門前において冬季の夜間に開催される集客イベントであり、雪とライトアップ、灯籠との組み合わせが美しく、毎年多くの市民、観光客が訪れている。夜間であることから、遠方からの来訪者の宿泊滞在につながるとともに、まちなか回遊を促し、沿道店舗への立ち寄りも期待され、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-12　　【事業名】善光寺界隈まちなか周遊促進事業

【事業実施時期】	令和６年度～		
【実施主体】	実行委員会		
【事業内容】	善光寺界隈と中心市街地の周遊を促すため、スタンプラリーなどイベント開催や、デジタルマップ作成など情報発信を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	善光寺界隈と中心市街地の周遊を促す仕組みが構築され、多くの人にまちなか周遊の機会を提供することにより、来訪者が増加し、賑わいの創出につながるものであり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-13　【事業名】外国人観光客受入環境整備事業

【事業実施時期】	平成30年度～		
【実施主体】	長野市、民間事業者		
【事業内容】	外国人観光客の長期滞在やまちなかの回遊を促進するため、長野の魅力を伝える多様な交流機会の提供や善光寺の表参道である中央通りを彩るイルミネーションなどを行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなる		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	近年増加している外国人観光客に長野の魅力を伝え、門前町の歴史文化に触れる機会の提供や、まちなかの装飾によるおもてなし空間の創出などにより、インバウンドの行動範囲が広がり、長期滞在やまちなか回遊への機運が高まることで、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-14　【事業名】長野市レンタサイクル事業

【事業実施時期】	令和５年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	中心市街地における移動手段の選択肢を増やし、回遊性の向上を図るため、Ｅバイクのレンタサイクルステーションを整備し、シェアサイクルのシステムを利用したレンタサイクル事業を実施するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	Ｅバイクのレンタサイクルステーションの設置により、中心市街地における移動手段の選択肢が増え、まちなか回遊が促進されることで、観光客の滞在時間の延長と観光消費額の拡大が図られるとともに、利用者の行動範囲が広がることで、まちの新たな魅力発見の機会や再訪を促すきっかけにもつながることが期待され、中心市街地活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-15　【事業名】街角に芸術と音楽があるまちづくり開催事業

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	文化・芸術の振興を図るため、トイーゴ広場やセントラルスクゥエア、城山公園など、中心市街地の各所で市民による文化芸術活動の発表の場となるイベントを開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２生きがいを感じるまち　３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	②各施設の利用者数 ③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	市民による文化芸術活動の発表の場を中心市街地各所に設けることで、市民が芸術活動に触れる機会を広く提供するとともに、多くの集客が見込まれ、賑わいの創出、まちなかへの滞在や滞留、回遊につながり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-16　【事業名】野外彫刻ながのミュージアム開催事業

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	中心市街地内外に点在する野外彫刻をめぐり、彫刻家の創作意図や作品の見どころなど、講師の解説を聞きながら鑑賞するイベントを開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業の開催により野外彫刻の認知度向上が図られることで、中心市街地への来訪機会やまちなかの回遊行動の創出につながり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】7-17　【事業名】伝統芸能継承事業

【事業実施時期】	平成29年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	伝統芸能の継承と、世代や地域を超えた交流により、地域への愛着を深め、ふるさと回帰を図るとともに、にぎわいづくりによる交流人口の増加につなげるため、ながの獅子舞フェスティバルや伝統芸能こどもフェスティバルを開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２生きがいを感じるまち　３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	②各施設の利用者数 ③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	伝統芸能継承事業によるフェスティバルには、毎年多くの参加者があり、伝統芸能に親しむ市民の拡充につながっている。観覧者は市内外から多く訪れ、まちなかの賑わい創出や、回遊・交流の機会にもなっており、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-18　【事業名】芸術文化振興事業

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	芸術文化の振興を図るため、市民演劇祭や文化芸術祭を開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２生きがいを感じるまち　３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	②各施設の利用者数 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	長野市民演劇祭は、市内で活動する演劇団体が出演する市民参加型で親しめる演劇の祭典であり、市内施設のホール等で毎年開催されている。長野市文化芸術祭は、市民と文化団体が一堂に会し、舞台芸術や美術作品などを通じて、地域の文化力を発信する場となっており、長野市芸術館にて毎年開催されている。地域の芸術文化の振興に大きく貢献するとともに、出演者、観覧者によるまちなかの滞在や賑わい創出にもつながっており、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-19　【事業名】子どものための文化芸術プログラム

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	子どもたちの文化・芸術に対する関心を高め、将来の文化芸術活動の担い手を育成するため、小中学生によるハートフルコンサートや高校生対象のバンドコンテストを開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２生きがいを感じるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	②各施設の利用者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	本事業により、子どもたちの文化・芸術に対する関心が高まり、文化芸術活動の担い手育成や、魅力発信につながっており、プログラム開催をきっかけに、施設利用が促進し、参加者、関係者、観覧者による交流機会が生まれ、まちなかに賑わいがもたらされており、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-20　【事業名】長野マラソンウェルカムフェス開催事業

【事業実施時期】	令和７年度～		
【実施主体】	長野マラソン大会組織委員会		
【事業内容】	長野マラソン大会前日にセントラルスクゥエアにおいて、参加者同士や地元住民も交え、大会の前夜祭となる交流イベントを開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	県内外から多くの参加者があり、本市を代表する一大イベントである長野マラソンの開催に合わせ、ボランティアや地元企業など地域一体となった運営による、公式開会式のほか、ステージパフォーマンスや飲食、体験ブースなどを設置することで、ランナーと市民の交流の場となり、まちなかの滞在や回遊機会の創出が図られ、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-21　【事業名】長野マラソン開催事業

【事業実施時期】	平成29年度～		
【実施主体】	長野マラソン大会組織委員会		
【事業内容】	冬季オリンピック長野大会の感動を末永く伝え、地元の発展に寄与することを目的に中心市街地やオリンピック関連施設などをコースに設定したマラソン大会を開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	県内外から多くの参加者があり、長野市を代表する一大イベントである。善光寺の表参道である中央通りなど中心市街地もコースの一部に含まれ、ランナーとそれを応援する沿道の応援者によりまちなかの賑わい創出が図られ、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】7-22　【事業名】信州環境フェア開催事業

【事業実施時期】	令和３年度～		
【実施主体】	実行委員会		
【事業内容】	ゼロカーボン実現に向けて学びを深める機会として、環境問題に関する展示ブースや体験イベント、講演を実施するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２生きがいを感じるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	②各施設の利用者数 ④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	信州環境フェアは、長野市生涯学習センターとTOiGO広場で開催される、ワークショップや講演、展示など、親子で楽しみながら環境について学べる体験型イベントである。毎年多くの市民が来場しており、まちなかへの来訪や交流を促進するもので、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和12年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

（２）②　認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】7-23　【事業名】インバウンド等対応店舗支援事業

【事業実施時期】	令和７年度～令和８年度		
【実施主体】	長野市、民間事業者		
【事業内容】	客室の洋室化など、外国人観光客に対応した施設整備を行い、個店の魅力や顧客の満足度を高める取組に係る経費を補助するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	インバウンドが滞在滞留したくなる長野ならではの魅力あるサービスの提供、歴史風情のある個店の魅力の発信などの支援をすることで、インバウンドによるまちなか来訪、回遊の機会が創出でき、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創出交付金（第２世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和７年度～令和８年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内外		

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】7-24　【事業名】善光寺保存活用推進事業

【事業実施時期】	令和６年度～令和13年度		
【実施主体】	長野市、民間事業者		
【事業内容】	善光寺保存活用計画に基づき、本堂等の防災施設整備や公開活用施設整備を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数		
【活性化に資する理由】	本市を代表する観光拠点である善光寺の保存活用に寄与する事業であり、必要な施設整備が実施されることにより、善光寺への来訪者が増加するとともに、まちなか来訪やまちなか回遊の向上につながり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	文化資源活用事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和６年度～	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】	区域内		

（４）国の支援がないその他の事業

【事業番号】7-25　【事業名】観光案内施設運営事業

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	観光客のまちなか回遊、交流、滞在を促進するため、まちの玄関口である長野駅の構内で観光案内所を運営するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	観光案内所を訪れた観光客に長野ならではの魅力を伝え、より長野を満喫できる旅のプランを提案、サポートすることで、観光客のまちなか回遊、交流、滞在の促進を図るものであり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-26　【事業名】長野銀座にぎわい市開催事業

【事業実施時期】	平成22年度～		
【実施主体】	商店街団体		
【事業内容】	５月から12月までの毎週火曜日に、商店街と生産者が連携し、旬な野菜やくだものを販売する市を開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	４歩きたくなるまち		
【目標指標】	④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地のほぼ中心に位置するTOiGO広場で開催される、長野銀座商店街振興組合が主催する地域密着型の朝市であり、地元の農産物や加工品が並び、観光客や市民に人気が高く、まちの賑わい創出につながるものであり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-27　【事業名】ぱてぃお大門運営事業

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	(株)まちづくり長野		
【事業内容】	善光寺を訪れる観光客の回遊性の向上と滞留時間の延長を図るため、土蔵造りの建物等を活用した商業施設「ぱてぃお大門」を運営するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	善光寺門前にある、歴史的な蔵や町屋を再生した商業施設で、善光寺周辺の回遊拠点となっており、多くの観光客で賑わっている。緑豊かな中庭ではイベントなども開催され、まちなか滞在や回遊の促進に寄与しており、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-28　【事業名】共通駐車券事業

【事業実施時期】	平成20年度～		
【実施主体】	(株)まちづくり長野		
【事業内容】	中心市街地の駐車場で共通して利用できるサービス券を発行し、商店街への集客促進を図るもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	提携した商店街の店舗で買い物をした利用者に、中心市街地の駐車場で利用できる共通サービス券を発行することで、商店街での消費活動を促進し、まちなかへの来訪、回遊、賑わいの創出を図るものであり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】7-29　【事業名】長野駅善光寺口利活用事業

【事業実施時期】	平成24年度～		
【実施主体】	長野駅善光寺口利活用ネットワーク		
【事業内容】	長野駅善光寺口駅前広場において、花と緑による長野らしい潤いと賑わいの空間を創出し、来訪者へのおもてなしを表現するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	長野駅を利用する観光客や市民に向けて、長野らしさが伝わる花と緑による潤いあるおもてなし空間を創出する事業で、ウエルカムガーデンや冬はクリスマスのイルミネーションなど、来訪者に長野の魅力を伝える滞留空間を提供し、まちなかの賑わい創出を図るものであり、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-30　【事業名】長野駅東口公園活用事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	実行委員会等		
【事業内容】	長野駅東口公園において市民の憩いと地域コミュニティの場を提供すると共に、各種イベントを開催し賑わいを創出するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－２中心市街地のホテル年間宿泊者数 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	長野駅東口に近接した都市公園で交通の利便性が高く、大型の集客イベントなども多く開催されている。また、広い芝生広場やミスト噴水、遊具に加え、民間活力を活用した便益施設が整備され、地域の憩いの場として多くの人々が利用しており、イベント等で活用することによりまちなかの賑わいや交流を創出することが期待でき、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-31　【事業名】南千歳町公園活用事業

【事業実施時期】	昭和49年度～		
【実施主体】	実行委員会等		
【事業内容】	南千歳町公園において市民の憩いと地域コミュニティの場を提供すると共に、各種イベントを開催し賑わいを創出するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	長野駅善光寺口の近くに立地する都市公園であり、来訪者の憩いの場となっている。長野駅前の立地を活かし、毎年夏を中心に地元商店街等が主催する集客イベントが開催されており、利活用を促進することで更なる賑わい創出につながることが期待され、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-32　【事業名】TOiGO広場活用事業

【事業実施時期】	平成18年度～　継続		
【実施主体】	実行委員会等		
【事業内容】	TOiGO広場において市民の憩いと地域コミュニティの場を提供すると共に、各種イベントを開催し賑わいを創出するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２生きがいを感じるまち　３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	②各施設の利用者数 ③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	TOiGO広場は、中心市街地のほぼ中心に位置するイベントスペースであり、地域の賑わい創出の場として大型集客イベントのセレモニーや、市民の音楽やダンスのステージ発表、地元商店街のにぎわい市など、多様に活用されている。広場の利活用を促進することで、まちなか回遊の拠点となり、賑わいが創出されることから、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-33　【事業名】城山公園活用事業

【事業実施時期】	平成12年度～		
【実施主体】	実行委員会等		
【事業内容】	城山公園において市民の憩いと地域コミュニティの場を提供すると共に、各種イベントを開催し賑わいを創出するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	善光寺に隣接する歴史ある公園で、四季折々の自然と文化施設が融合した市民の憩いの場である。令和３年の長野県立美術館のリニューアルに合わせて噴水広場が再整備され、また令和６年には、ながのこども館「ながノビ！」がオープンし、自然、文化、交流の場として年間を通じて集客イベントが各種開催されている。善光寺周辺一帯での回遊の拠点であり、様々な形で活用されることで賑わい創出が期待され、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-34　【事業名】セントラルスクゥエア活用事業

【事業実施時期】	令和２年度～		
【実施主体】	実行委員会等		
【事業内容】	セントラルスクゥエアにおいて市民の憩いと地域コミュニティの場を提供すると共に、各種イベントを開催し賑わいを創出するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量 ④－２中央通り及び権堂アーケード沿い１階部分の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	善光寺の表参道である中央通りに面したオープンスペースで、屋根付きのステージや給排水設備、電源など、様々なイベントに対応できる設備が整っているほか、噴水や遊具、休憩スペースも充実しており、地域の憩いの場となっている。善光寺と長野駅のほぼ中間に位置しており、イベント等で活用することにより、中心市街地の回遊、交流の拠点として、賑わいの創出が期待され、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-35　【事業名】善光寺びんずる市開催事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	善光寺びんずる市実行委員会		
【事業内容】	善光寺境内で開催されていた「びんずる市」を城山公園にも拡大し、ハンドクラフトの販売ブースやキッチンカーの出店により、まちなかの賑わいの創出や回遊性の向上を図るもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地（６地点）の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	善光寺びんずる市は、平成25年に善光寺の境内で始まった地域による手づくりのクラフト市で、城山公園の噴水広場の再整備を機に、会場を城山公園に拡大して開催されている。４月から12月までの毎月第２土曜日に開催され、市民にも定着しており、観光客など多くの来場者がある。善光寺と城山公園一帯における賑わいや交流、回遊を生み出しており、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-36　【事業名】もんぜんパートナーシップ事業

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	長野市、民間事業者		
【事業内容】	団体や企業が実施する中心市街地内の美化活動等を支援し、まちへの愛着など、まちづくりの機運を醸成するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	４歩きたくなるまち		
【目標指標】	④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地の道路等の美化活動により、まちなかの快適性が維持されることで、回遊性の向上が期待されるとともに、活動を通して参加者のまちづくりへの機運醸成が図られ、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内外		

８．　４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

［１］公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

■現状分析

・長野駅は、ＪＲ、長野電鉄、しなの鉄道の３社の鉄道会社が接続しており、駅前広場には、アルピコ交通や長電バスによる民間路線バスや、地域循環コミュニティバスが乗り入れており、広域交通の結節点となっています。鉄道や路線バスの利用者数は、年々減少傾向にあり、コロナ禍でさらに大きく減少しました。コロナ禍以降は徐々に回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には回復していません。

・令和６年度に市民5,000人を対象として実施したまちづくりアンケート（回答数2,476通）では、中心市街地活性化への取組として、「バスなどの公共交通機関の充実」を求める回答が全体の33.8%となっています。一方、長野市地域公共交通計画（令和４年９月）のデータでは、市民の代表的交通手段は、自動車が65.7%と最も高く、バスは2.0%、鉄道は4.6%と公共交通を利用した移動は非常に少なく、また、観光客の本市までの交通手段も、自家用車が82.3%と最も高く、公共交通機関は14.7%であり、公共交通機関の利用率が低いことがうかがえます。

・長野地域限定の路線バス専用ICカード「KURURU」は、令和７年にJR東日本の交通系ICカード「Suica」の機能が搭載され、市内路線バスにおいてもSuicaでの決済が可能となり、市外からの来訪者のバス利用における利便性が向上しました。また、令和８年の春には、しなの鉄道全線でSuicaの利用開始が予定されており、更なる公共交通の利便性向上が期待されます。一方、バスの利用者の減少や運転手不足などにより、路線バスの運行本数の減少や中山間地域と市街地を結ぶ路線が廃止されるなど、市民生活に影響が出ています。

・本市では、令和５年度から電動自転車のレンタル事業に取り組んでいますが、中心市街地内のサイクルポートが少なく、利便性の向上が課題となっています。

■事業の必要性

・誰もが利用できる公共交通は、市民生活や来訪者の移動を支える重要な社会基盤であり、高齢社会の到来やインバウンド需要の増加などを背景として、今後さらに重要性が増していくと考えられます。

・善光寺の表参道である中央通りを中心とした歩行者のための空間整備を行うとともに、既存の公共交通を維持しつつ、新たな交通手段の導入などにより、中心市街地における多様な移動手段を確保し、市民や来訪者の利便性の向上を図ることが必要です。

［２］具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２）①　認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】8-1　　【事業名】長野市レンタサイクル事業（再掲）

<table>
<tr><td colspan="2">【事業実施時期】</td><td colspan="3">令和５年度～</td></tr>
<tr><td colspan="2">【実施主体】</td><td colspan="3">長野市</td></tr>
<tr><td colspan="2">【事業内容】</td><td colspan="3">中心市街地における移動手段の選択肢を増やし、回遊性の向上を図るため、Ｅバイクのレンタサイクルステーションを整備し、シェアサイクルのシステムを利用したレンタサイクル事業を実施するもの。</td></tr>
<tr><td colspan="5">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標】</td><td colspan="3">３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標指標】</td><td colspan="3">③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量
④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量</td></tr>
<tr><td></td><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3">Ｅバイクのレンタサイクルステーションの設置により、中心市街地における移動手段の選択肢が増え、まちなかの回遊が促進されることで、観光客の滞在時間の延長と観光消費額の拡大が図られるとともに、利用者の行動範囲が広がることで、まちの新たな魅力発見の機会や再訪を促すきっかけにもつながることが期待され、中心市街地活性化に資する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置名】</td><td colspan="3">中心市街地活性化ソフト事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">【支援措置実施時期】</td><td>令和８年度～令和12年度</td><td>【支援主体】</td><td>総務省</td></tr>
<tr><td colspan="2">【その他特記事項】</td><td colspan="3">区域内</td></tr>
</table>

（２）②　認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】8-2　　【事業名】自動運転バス導入事業

【事業実施時期】	令和７年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	バス乗務員の人員不足に対応し、公共交通利用者の利便増進を図るため、自動運転バスの導入に向けた可能性を調査し、試験運行を経て本格導入へと移行するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	市街地循環バス、路線バスの運行は、中心市街地における交通手段として不可欠であるが、近年のバス乗務員不足により、将来的には減便や廃線を余儀なくされる状況も想定される。自動運転バスの導入の検討・試行・運用は、今後の公共交通の維持存続に直結する重要な事業であり、市街地の活性化にも資する。		
【支援措置名】	自動運転社会実装推進事業		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和９年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

（４）国の支援がないその他の事業

【事業番号】8-3　　【事業名】市街地循環バス運行事業

【事業実施時期】	平成12年度～		
【実施主体】	長野市		
【事業内容】	中心市街地における交通の円滑化や高齢者などの移動手段を確保するため、市街地循環バス“ぐるりん号”を運行するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３訪れたくなるまち　４歩きたくなるまち		
【目標指標】	③－１善光寺仁王門前歩行者・自転車通行量 ④－１中心市街地６地点の歩行者・自転車通行量		
【活性化に資する理由】	市街地循環バスの運行により、まちなかの回遊を促し、中心市街地における交通の利便性が高まることでまちなか居住の促進にもつながることが期待され、中心市街地の活性化に資する。		
【支援措置名】	・・・		
【支援措置実施時期】	・・・	【支援主体】	・・・
【その他特記事項】	区域内		

◇ ４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

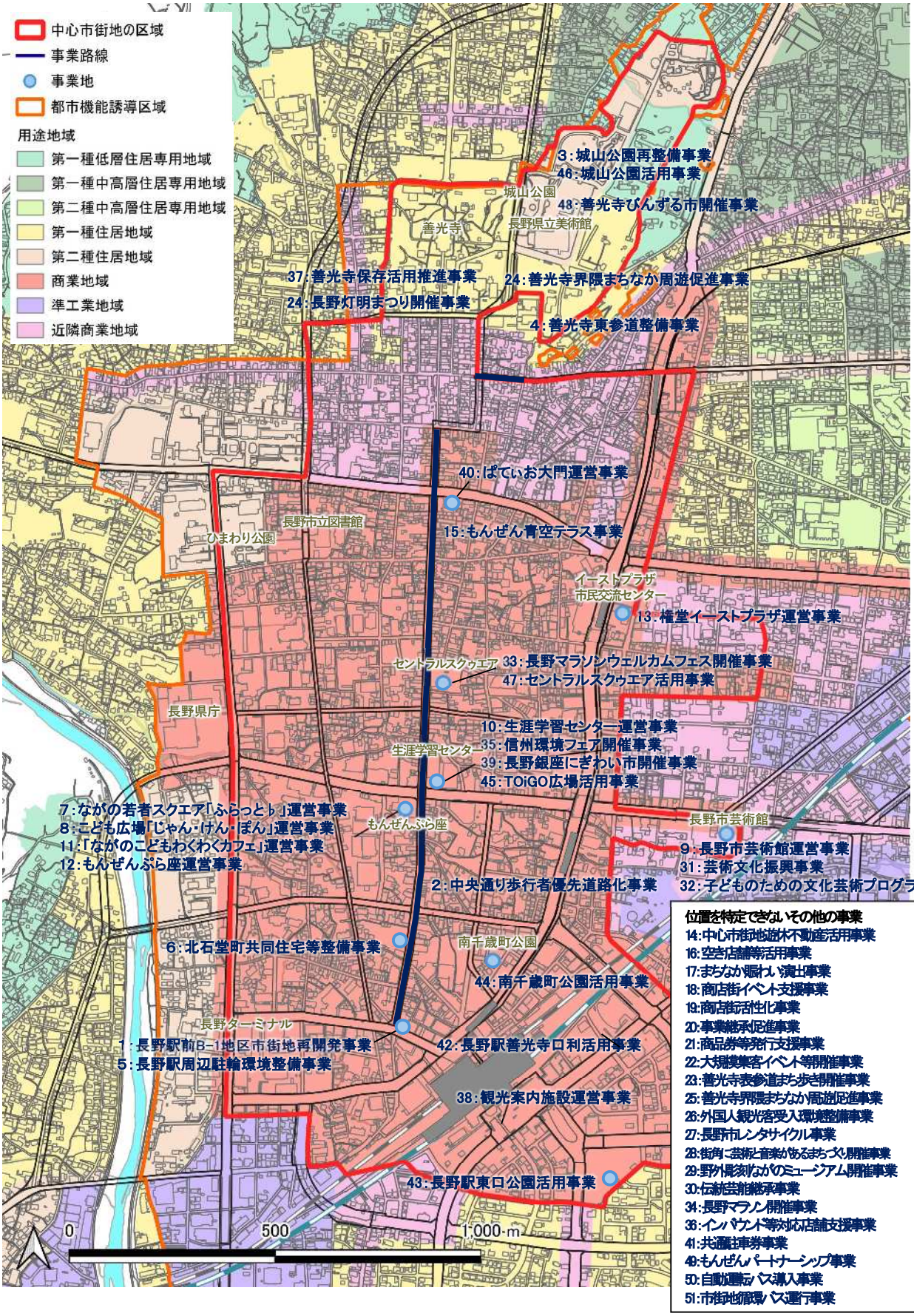

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

［１］市町村の推進体制の整備等

（１）庁内体制

本市では、中心市街地の活性化に関する業務を担当するセクションとして都市整備部まちづくり課内に「中心市街地活性化担当」を設置し、基本計画に関する業務を行っています。

本計画の策定にあたっては、まちづくり課が事務局となり、庁内11部局、25課の所属長からなる「中心市街地活性化基本計画策定に係る関係課長会議」を開催し、計画に位置付ける事業の抽出など、部局間の調整を行いました。

今後、計画に位置付けた事業の進捗状況を確認しながら効果等を検証するため、担当者による協議を継続的に実施していきます。

表9-1　庁内関係部局

部局名	課名
企画政策部	企画課
	移住推進課
	交通政策課
地域・市民生活部	地域活動支援課
こども未来部	こども政策課
	子育て家庭福祉課
	保育・幼稚園課
環境部	環境保全温暖化対策課
経済産業振興部	商工労働課
	イノベーション推進課
	企業立地課
観光文化部	文化芸術課
	観光振興課
	文化財課
スポーツ部	スポーツ課
農林部	農業政策課
建設部	道路課
	河川課
	維持課
	建築指導課
都市整備部	都市計画課
	公園緑地課
	市街地整備課
	まちづくり課（事務局）
教育委員会	家庭・地域学びの課

（２）市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

市議会では、都市整備部の所管事項について調査・研究を行う建設企業委員会において、本計画の策定について審議を行いました。

表9-2　市議会における審議内容

開催日	内　　容
令和７年９月　日	建設企業委員会 長野市中心市街地活性化基本計画（案）について
令和７年12月　日	建設企業委員会 長野市中心市街地活性化基本計画の策定について

（３）有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場

■長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会

本市では、中心市街地活性化基本計画の実施の円滑かつ効果的な推進に関し、識見を有する者の意見を聴くため、執行機関の附属機関として民間諸団体の代表者、有識者及び学識経験者で構成する長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会（以下「評価専門委員会」という。）が設置されています。この委員会では、市の独自計画である活性化プランについても国の認定計画と同様に、事後評価を実施しています。本計画については、活性化プランの事後評価や中心市街地の現状等について議論を行う中で、策定作業を進めました。

表9-3　長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会委員名簿

No	区　　分	氏　　名	所　属　等
1	民間諸団体等の代表	◎竜野　泰一	ＮＰＯ法人長野都市経営研究所　理事
2		越原　照夫	株式会社まちづくり長野　タウンマネージャー
3		塚田　篤雄	長野商店会連合会　会長 長野県商店会連合会　会長
4	学識経験者	石川　利江	ＩＳＨＩＫＡＷＡ地域文化企画室　代表
5		○金澤　玲子	ハウジングスタイリスト
6		柳瀬　亮太	信州大学工学部建築学科　准教授
7		吉川　みのり	Thesourus株式会社（一般社団法人 長野ＩＴコラボレーションプラットフォーム（NICOLLAP）事務局）

（◎：委員長、○：副委員長）

［２］中心市街地活性化協議会に関する事項

（１）長野市中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。） に基づき、まちづくり会社である株式会社まちづくり長野と長野商工会議所が中心となり、平成18年９月27日、長野市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）が設立されました。

協議会は、法の規定により本市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的に設置されており、令和７年４月末現在、会員数は35となっています。

協議会では、計画に位置付けた事業の推進を図るため、総会を始めとして、運営会議や個別プロジェクト検討会議を適宜開催するなど、関係者と連携しながら中心市街地の活性化に取り組んでいます。

（２）構成員及び開催状況

①構成員

〇正会員

・株式会社まちづくり長野（事務局）（法15条第１項第１号ロ）
・長野商工会議所（法15条第１項第２号イ）

〇準会員

・財団法人長野経済研究所（法15条４項第２号））
・長野市（法15条４項第３号）

〇協力会員（法第15条４項第１号、第２号）

・Project-D
・長野市市民協働サポートセンター
・(有)ISHIKAWA地域文化企画室
・ながのまちづくりカフェ
・東後町商盛会
・西後町商興会
・長野市権堂商店街協同組合
・長野銀座商店街振興組合
・長野市北石堂町商店街振興組合
・南石堂町商店街振興組合
・協同組合ナガノ駅前センター
・協同組合 長野駅前商店会
・柳町通り商栄会
・平和通り商工振興会
・信州大学工学部　建築学科　土本俊和ラボ
・長野信用金庫　地域みらい応援部
・(株)ステーションビルMIDORI
・長野市ホテル旅館組合
・(一社)長野県建設業協会 ながの支部
・(一社)長野県不動産鑑定士協会
・長野県住宅供給公社
・(公社)長野県宅地建物取引業協会長野支部
・(公社)長野県建築士会ながの支部
・(株)長野ジャシィ
・(株)マイルーム
・信越電建(株)
・(有)市川
・かるかや山 西光寺
・北村忠三
・小林玲子
・長澤忠信

図9-1　長野市中心市街地活性化協議会　全体構成

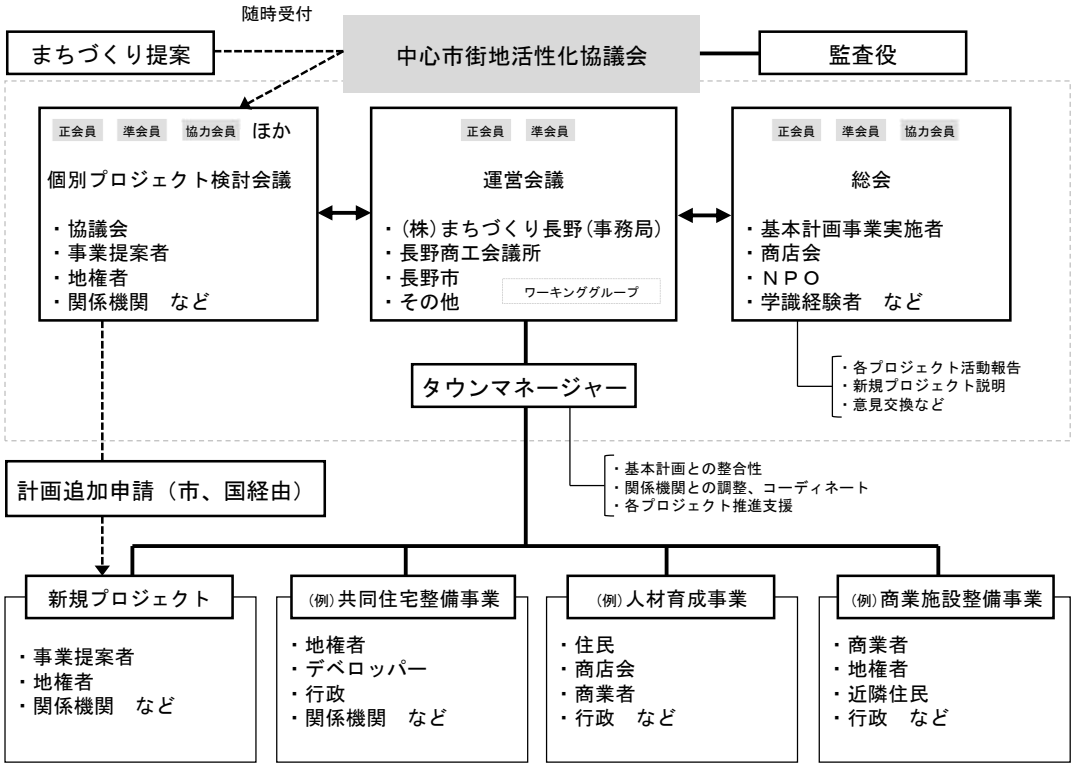

②協議会の開催状況

開催日	議題	備考
令和７年８月	中心市街地活性化基本計画の策定について	

（３）協議会からの意見書

意見書（意見書の提出は９月を予定）

（４）協議会の規約

長野市中心市街地活性化協議会 規約
平成18年9月27日作成
平成19年7月5日改正

＜第１章　総則＞
（名称）
第１条 本会は、「長野市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。
（事務所）
第２条 協議会は、事務所を長野県長野市に置く。
（目的）
第３条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第９条第１項の規定により長野市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、長野市中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。
（公表の方法）
第４条 協議会の公表は、長野市の広報紙への掲載の他、協議会ホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。
（活動）
第５条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。
（１）中心市街地活性化に係る総合調整に関すること
　ア 長野市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
　イ 長野市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
　ウ 長野市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
　エ 長野市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
　オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
　カ 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）
　キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施
（２）中心市街地の活性化に係る事業に関すること
　ア 市街地整備改善事業に関すること
　イ 都市福利施設整備事業に関すること
　ウ 街なか居住促進事業に関すること
　エ 商業活性化事業に関すること
　オ アからエまでに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること
（３）その他中心市街地の活性化に関すること

＜第２章　会員＞
（会員の種類）
第６条 協議会の会員は、次のものにより構成される。
（１）正会員
　ア 株式会社まちづくり長野（法第15条第１項第１号ロ）
　イ 長野商工会議所（法第15条第１項第２号イ）
（２）準会員
　ア 長野市中心市街地において、法第９条第２項第４号から第８号までに規定する事業を実施しようとする者（法第15条第４項第１号）
　イ 長野市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者（法第15条第４項第２号）
　ウ 長野市（法第15条第４項第３号）
（３）協力会員
　ア 協議会の目的に賛同し、長野市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う者で、正会員及び準会員以外の者

（運営委員）
第７条 協議会の運営委員は、正会員及び準会員の中から、会長が委嘱する。
（監査役）
第８条 協議会の監査役は、正会員及び準会員の中から、会長が委嘱する。
（入会）
第９条 準会員又は協力会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、運営会議の承認を得なければならない。
（会費）
第10条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。
２ 会費については、別途定める。
（退会）
第11条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
２ 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。
（除名）
第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営会議において運営委員の４分の３以上の同意により、これを除名することができる。
（１）会費を１年以上納入しないとき
（２）協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき
２ 前項第２号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う運営会議において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
（拠出金品の不返還）
第13条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

＜第３章　役員＞
（役員）
第14条 協議会に次の役員を置く。
（１）会長　１名
（２）副会長　２名
（３）運営委員　２０名以内
（４）監査役　１名
２ 会長は、正会員の中から選出し、運営会議において選任する。
３ 副会長は、正会員又は準会員の中から選出し、運営会議において選任する。なお、副会長２名のうち１名は正会員とする。
４ 役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。
（職務）
第15条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
３ 運営委員は、運営会議を構成し、協議会の運営のための活動を行う。
４ 監査役は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。
（タウンマネージャー）
第16条 協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置する。
２ タウンマネージャーは、運営会議の審議を経て、会長が委嘱する。
３ タウンマネージャーの任期は２年とする。ただし再任を妨げない。
（事務局）
第17条 協議会の事務を処理するために、株式会社まちづくり長野内に事務局を置く。

＜第４章　会議＞
（会議の種類）
第18条 会議の種類は次のとおりとする。
（１）運営会議
（２）個別プロジェクト検討会議
（３）総会
（運営会議）
第19条 運営会議は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえでの連絡調整、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出、タウンマネージャーの選出、入会申込者の承認、個別プロジェクト検討会議の内容、その他協議会が必要と認める事項を審議し議決する。
２ 運営会議は、運営委員をもって構成する。
３ 運営会議は、運営委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
４ 運営会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
５ 運営会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
６ 協議会の目的を実行するため、運営会議にワーキンググループを設置することができる。
（１）ワーキンググループは、毎年度の活動計画に沿って実行する。
（２）ワーキンググループは、毎年度の活動状況を運営会議に報告する。
７ 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、運営会議に関係者の出席を求めることができる。
（個別プロジェクト検討会議）
第20条 個別プロジェクト検討会議は、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、事業者、地権者等の関係者及び運営委員が出席し、事業ごとに、適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指すうえでの課題等について審議する。
２ 個別プロジェクト検討会議は、会長が招集し、会長又はタウンマネージャーが議長となる。
（総会）
第21条 総会は、正会員、準会員、協力会員及び監査役の参加により適宜開催する。各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明、監査報告、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。
２ 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
３ 法第15条第９項に基づく意見提出については、総会の決議を経ることを要する。
４ 前項の決議を行う際の総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
５ 第３項の決議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

＜第５章　会計＞
（会計年度）
第22条 協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
（収入・支出）
第23条 協議会の収入は、会費、寄附金及び交付金等による。
２ 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費、その他運営に要する経費とする。

＜第６章　解散＞
（解散）
第24条 運営会議の議決に基づいて解散する場合は、運営委員の４分の３以上の同意を得なければならない。
２ 解散のときに存する残余財産は、運営会議の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附則
１　この規約は、平成18年９月27日から施行する。
２　第１回運営会議までの間の会長については、株式会社まちづくり長野代表取締役社長がこれにあたる。
３　協議会設立時の役員の任期は、平成19年３月31日までとする。
４　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営会議の承認を得て、別に定める。

［３］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

（１）客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的なデータによる現状分析

長野市の人口動態、商業や交通の動向、公共公益施設や市街地整備の状況について、統計データ等を元に現状分析を行いました。

②住民ニーズ分析

市では、例年、市民を対象に「まちづくりアンケート」を実施しており、令和６年度のまちづくりアンケートにおいて、「中心市街地のまちづくりについて」をテーマとするアンケートを実施し、市民の意識やニーズの把握を行いました。

また、中心市街地内の商店会など商工団体を対象にヒアリング調査を行い、地域におけるまちづくりの取組やニーズの把握を行いました。

表9-4　商工団体ヒアリング調査　実施状況

	名　　称	実施日
1	協同組合長野駅前商店会	令和７年１月14日
2	協同組合ナガノ駅前センター	令和７年１月17日
3	南石堂町商店街振興組合	令和７年１月29日
4	長野市北石堂町商店街振興組合	令和７年１月23日
5	長野銀座商店街振興組合	令和７年１月20日
6	長野市中央通り活性化連絡協議会	令和７年１月15日
7	長野市権堂商店街協同組合	令和６年12月24日
8	大門町上商店街協同組合	令和６年12月20日
9	元善町商盛会	令和７年１月16日
10	東参道商店会	令和７年１月16日
11	長野商工会議所、㈱まちづくり長野	令和７年１月30日

③パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民の意見を聞くため、令和７年８月27日から９月26日にかけて計画案のパブリックコメントを実施し、●●人から●●件の意見をいただきました。

表9-5　パブリックコメントの結果

対応区分	対応方針	件　数
A	計画案を修正・追加する	件
B	計画案に盛り込まれており、修正しない	件
C	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする	件
D	計画案に反映しない	件
E	その他（状況説明など）	件
	合計	件

（２）様々な主体の巻込み及び各種事業との連携・調整

①中央通りにおけるウォーカブルなまちづくりの取組

市では、令和４年２月に公民が連携してまちづくりを行うためのガイドラインとして長野中央西地区市街地総合再生基本計画を策定し、重点プロジェクトの一つに中央通りウォーカブル推進事業を位置付けました。この事業は、中央通り歩行者優先道路化事業を核として、未整備区間である長野駅から新田町交差点までの区間において、安全で快適な歩行者のための道路づくりとともに、沿道における滞留空間の整備や道路空間の活用など、ハード、ソフト両面から公民が連携してまちづくりを推進する事業です。

事業の推進にあたっては、沿道の商店会とともに勉強会を開催し、沿道を含めた道路の空間づくり、整備後の道路空間の活用、景観形成などについて研究を進めており、今後、様々な主体の参加を促しながら、エリアマネジメントによるまちづくりに発展させていくことを目指しています。

②中心市街地における遊休不動産活用の取組

市では、中心市街地に点在する空き家や空き店舗などの遊休不動産の活用を推進するため、中心市街地遊休不動産活用事業により、協議会が多様な主体と連携しながら、リノベーションに関わる「人と人」、「人とまち」を繋げるために行う取組を支援しています。

この事業では、空き家やイベントなど、まちの様々な情報を発信し、まちづくりのプラットフォームとなる「まちくらしたてもの案内所」の運営のほか、地域の魅力を再発見し、まちへの愛着を育てていく「ながの門前まちあるき」や「空き家見学会」、まちづくり全般について自由に話し合う「まちくらしたてもの会議」などを実施しています。このほかにも、長野県建築士会ながの支部と連携した西鶴賀町におけるエリアリノベーションプロジェクトや、長野県立大学のゼミと連携した石堂町における民設図書館のプロジェクトなどに取り組んでいます。

今後は、人やまちとのつながりを通してリノベーションのまちづくりを中心市街地全体に広げていくとともに、リノベーションで生まれた魅力的な店舗等の認知度向上を図るため、積極的な情報発信に取り組んでいく予定です。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

［１］都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地における都市機能の集積の促進の考え方について、市の上位計画において方針や方向性が示されています。

（１）第五次長野市総合計画後期計画（令和４年４月）

本市の総合計画では、『快適に暮らし活動できるコンパクトなまち「ながの」』を都市整備分野におけるまちの将来像として掲げ、いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりを推進するため、地域の特性に応じた都市機能の充実を図ることとしており、中心市街地については、「都市拠点となるべき地域における人口密度が維持され、市民生活へのサービスの提供可能な都市機能が集約し、居心地の良い空間が形成されている」ことを目指すとしています。

【政策１】　いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進
【施策１】　地域の特性に応じた都市機能の充実
【目指す状態】
中心市街地や鉄道駅周辺など「都市拠点となるべき地域における人口密度が維持され、市民生活へのサービスの提供可能な都市機能が集約し、居心地の良い空間が形成されている。」

（２）長野県長野都市計画区域マスタープラン（令和４年５月変更）

長野都市計画区域マスタープランでは、目指す都市計画の目標と実現に向けた基本的な方針を明確にし、計画的な都市づくりの実現を促すため、都市づくりの基本理念や目標を設定しており、都市づくりの目標において「活力と賑わいの持続する都市づくり」、「協働による個性ある都市づくり」を掲げ、中心市街地の目指す都市像として、都市機能の集積及び高度化、まちなか居住の推進による地域コミュニティの維持、観光機能の充実と歴史的景観の保全を位置付けています。

【都市づくりの基本理念】
災害に強く、自然と共生した安全・安心な都市づくり　歴史と文化の広域交流都市づくり

【都市づくりの目標】
〇自然と共生し、調和した都市づくり
〇安全・安心できる都市づくり
〇活力とにぎわいの持続する都市づくり
〇協働による個性ある都市づくり

【中心市街地（長野駅周辺・善光寺周辺）の目指す市街地像】
・長野駅を中心とした地域は、多様で高次の広域的都市機能が集積していることから、市街地開発事業等を活用し、関連施設の緊密な活動に必要な機能のさらなる集積、高度化を図る。
・行政、医療、福祉、教育、文化などの各種機能を徒歩で利用できるまちなか居住を推進することにより、夜間人口の減少を防ぎ、地域コミュニティの維持を図る。
・門前町の雰囲気を今に残す善光寺とその周辺地域は、歴史と文化資源を活かす地域と門前町に相応しい街並みの形成を促すことにより観光機能の充実と歴史的景観の保全を図る。

（３）長野市都市計画マスタープラン（平成29年４月）

長野市都市計画マスタープランでは、本市の20年後の姿を想定し、都市づくりの基本的な考え方となる「都市づくりの理念・目標」を設定し、それを達成するため、将来の望ましい都市の構成（土地利用と地域間連携の大きな方向性）を示した都市構造の基本的な考え方を示しています。

【都市づくりの目標】

目標１：誰もが住みやすく移動しやすいコンパクトな街にする

目標２：都市の資産を上手に使い再生する

目標３：自然・歴史・文化などの地域特性を活かした長野らしい特色ある地域づくりを図る

【都市構造の基本的な考え方】

〇コンパクトな都市（集約型都市構造）とするための「都市拠点」と「都市軸」の形成

〇地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市の形成

【都市拠点かつ広域拠点である中心市街地の整備方針】

・中央通りやその周辺地で歩行者優先の交通環境整備や市街地整備を進め、商業集積等を促進すると同時に、官公庁や本社機能などの中枢的な業務・サービス機能といった高次都市機能の集積を図る。

・歩いて暮らせる生活圏の形成や、活力と魅力を備えた中心市街地の形成のため、まちなか居住の促進や周辺地域との公共交通の結節性を高める。

（４）長野市立地適正化計画（平成29年３月策定　令和４年９月一部改訂）

長野市立地適正化計画では、長野市都市計画マスタープランの都市づくりの目標を実現、具体的にするための基本方針を掲げています。

【基本方針】

■コンパクトな街を形成させるための一定の人口集積を図る「居住誘導区域」の設定

「居住誘導区域」を定め、一定の人口集積のもと公共交通サービスや、日常生活を支える施設の立地などで将来にわたり居住地として利便性の高いエリアを維持・形成を目指す。

■生活の利便性や街の魅力を高める機能の集積を図る「都市機能誘導区域」の設定

日常生活を支える施設に加え、長野市全体の魅力を向上させる施設を、鉄道やバスなどによりアクセスが容易で人が集まり易い「広域拠点」や「地域拠点」の徒歩圏に立地を誘導する「都市機能誘導区域」を定める。

■都市構造、土地利用と連携した公共交通網の充実と利便性の向上

コンパクトな街の形成のために都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定と連携した公共交通網を形成する。人口の集積により公共交通サービスが成り立つ需要を維持する。

［２］都市計画手法の活用

本市では、平成19年９月に、市内のすべての準工業地域に特別用途地区（大規模集客施設制限地区）が指定され、「長野市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例」により、1万平方メートルを超える大規模集客施設の建築が制限されています。条例の運用により、大規模集客施設の郊外での立地を抑制し、都市機能の無秩序な拡散を防止するとともに、都市の既存ストックの活用を図り、多様な都市機能がコンパクトに集積した歩いて暮らせるまちを目指して各種施策に取り組んでいます。

［３］都市機能の集積のための事業等

４～８に計画している事業のうち、都市機能の集積に資する事業は、次のとおりとします。

分類	事業名
４．市街地の整備改善のための事業	・長野駅前Ｂ－１地区市街地再開発事業 ・中央通り歩行者優先道路化事業 ・善光寺東参道整備事業 ・長野駅周辺駐輪環境整備事業 ・城山公園再整備事業 ・北石堂町共同住宅等整備事業
５．都市福利施設を整備する事業	・長野市芸術館運営事業 ・生涯学習センター運営事業 ・もんぜんぷら座運営事業 ・権堂イーストプラザ運営事業 ・こども広場「じゃん・けん・ぽん」運営事業 ・ながの若者スクエア「ふらっと♭」運営事業 ・「ながのこどもわくわくカフェ」運営事業
６．居住環境の向上のための事業	・長野駅前Ｂ－１地区市街地再開発事業（再掲） ・北石堂町共同住宅等整備事業（再掲） ・中心市街地遊休不動産活用事業
７．経済活力の向上のための事業	・中心市街地遊休不動産活用事業（再掲） ・ぱてぃお大門運営事業 ・空き店舗等活用事業 ・長野市レンタサイクル事業 ・観光案内施設運営事業
８．４から７までの事業と一体的に推進する事業	・長野市レンタサイクル事業（再掲） ・市街地循環バス運行事業 ・自動運転バス導入事業

［４］その他の事項

（１）中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

中心市街地には、業務、商業等、様々な用途の大規模建築物が集積しており、長野駅から新田町交差点までの中央通り沿道とその周辺には、主に商業施設や宿泊施設等の大規模建築物が集積しています。

このうち業務用途の建築物については、市が令和６年度に中心市街地及びその周辺で実施したオフィスビル実態調査によると、築30年以上が全体の８割近くを占めており、建物の老朽化が進んでいる実態がうかがえます。一方で、令和６年末の空室率は8.1%であり、需要に対して安定的に床が提供されています。

商業用途の建築物については、令和２年４月に権堂地区において大型商業施設が閉店しましたが、既存建物を改修し、令和４年９月に新たな商業施設としてオープンしています。また、宿泊施設についても、近年、数件のホテルが撤退していますが、その後、いずれの施設も事業者を変更して、引き続き、宿泊施設として活用されており、既存ストックの有効活用が図られています。

（２）庁舎などの行政機関、学校等の都市福利施設の立地状況

中心市街地には、国や県の出先機関、市役所などの主要な行政機関のほか、もんぜんぷら座などの交流拠点施設、長野県立美術館や長野市芸術館、市立長野図書館、大学、小学校などの教育文化施設など、様々な公共施設が立地しています。

また、中心市街地に近接した区域には、県庁や高等学校、大学、総合病院などが立地しており、中心市街地とその周辺に都市福利施設の集積がみられます。

表10-1　中心市街地に立地する主な公共公益施設

施設名	所管	用途
長野第二合同庁舎	国	行政事務所
長野税務署	国	行政事務所
長野県長野合同庁舎	県	行政事務所
清泉大学	民間	大学
長野県立大学後町キャンパス象山寮	県	学生寮
長野県立美術館	県	美術館
東山魁夷館	県	美術館
長野市役所	市	行政事務所
長野市芸術館	市	その他の公共施設
もんぜんぷら座	市	その他の公共施設
長野市生涯学習センター	市	その他の公共施設
権堂イーストプラザ市民交流センター	市	その他の公共施設
長野市山王保育園	市	保育園
長野市後町保育園	市	保育園
長野市立鍋屋田小学校	市	小学校
長野市立中部公民館第四地区分館	市	公民館
長野市立中部公民館第五地区分館	市	公民館
長野市立長野図書館	市	図書館

図10-1　中心市街地における都市機能の集積状況

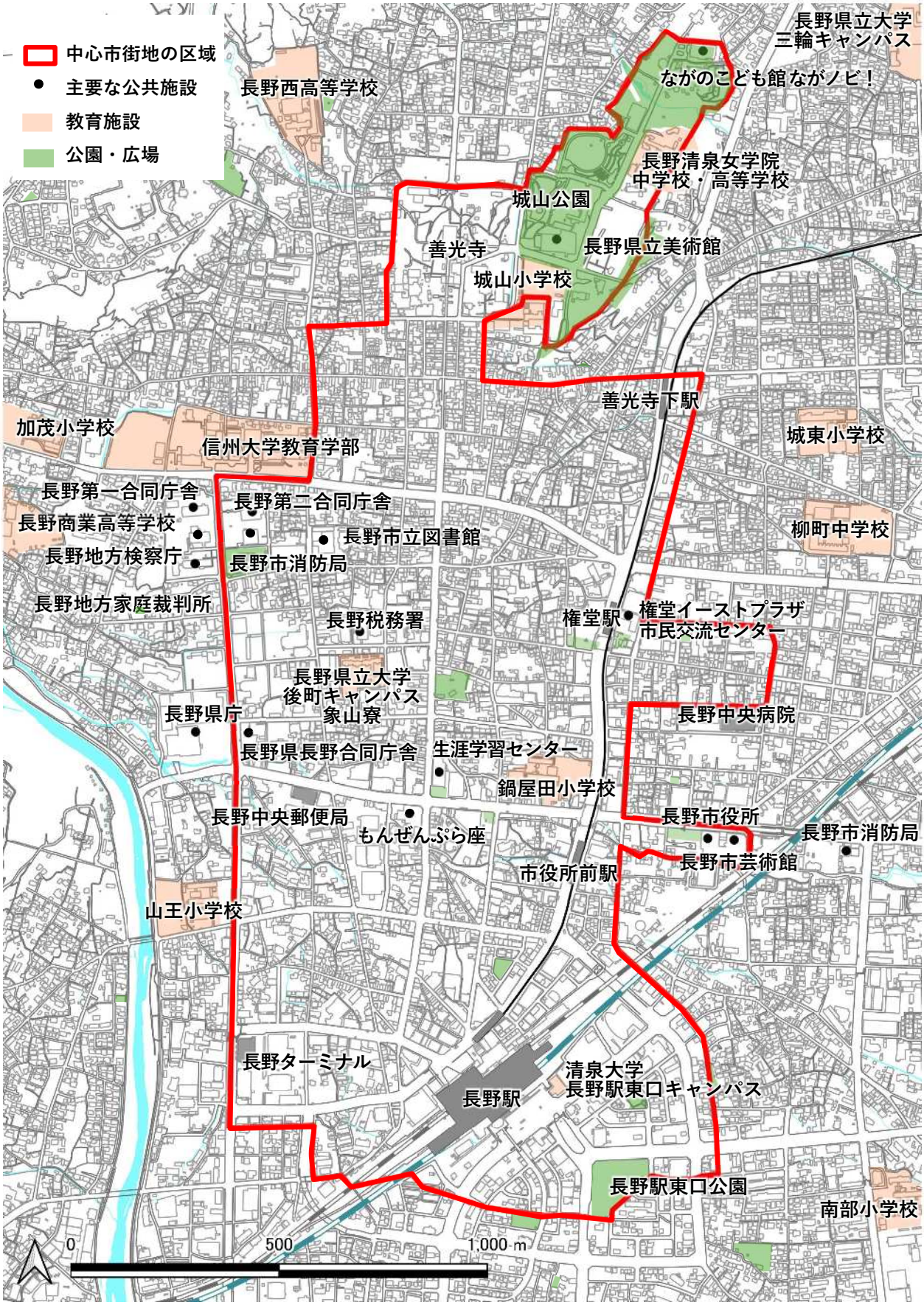

（３）中心市街地及び周辺の大規模集客施設の立地状況及び今後の設置計画の状況

中心市街地には、ながの東急百貨店やMIDORI長野、権堂ウエストプラザ（綿半スーパーセンター権堂店）など、売り場面積5,000㎡を超える大規模集客施設が立地しています。令和７年10月に、隣接市の郊外に大型商業施設「イオンモール須坂」が開業しており、今後、周辺地域の商業環境に影響を及ぼすことが予想されます。

表10-2　中心市街地及び周辺に立地する店舗面積5,000㎡以上の大規模集客施設

店　舗　名	店舗面積(㎡)	中心市街地に立地
ながの東急百貨店	19,381	○
MIDORI長野	9,901	○
権堂ウエストプラザ	6,210	○
長野ホリデイスクエア	13,712	
ケーズタウン若里	11,485	
青木島ショッピングパーク	10,323	
ショッピングタウン川中島	9,021	
ホームセンタームサシ長野南店・アークプロ資材館	8,214	
イオンタウン長野三輪	7,921	
ヤマダ電機テックランド長野SBC通り店	7,801	
東京インテリア家具長野店	8,277	
ニトリ長野店	6,657	
信濃の里ショッピングタウン	6,290	
綿半ホームエイド稲里店	5,877	
Sports Mall Of 長野	5,472	
綿半スーパーセンター長池店	5,451	
イオンモール須坂（須坂市）	63,000	

出典：長野市資料

図10-2　中心市街地及び周辺の大規模集客施設

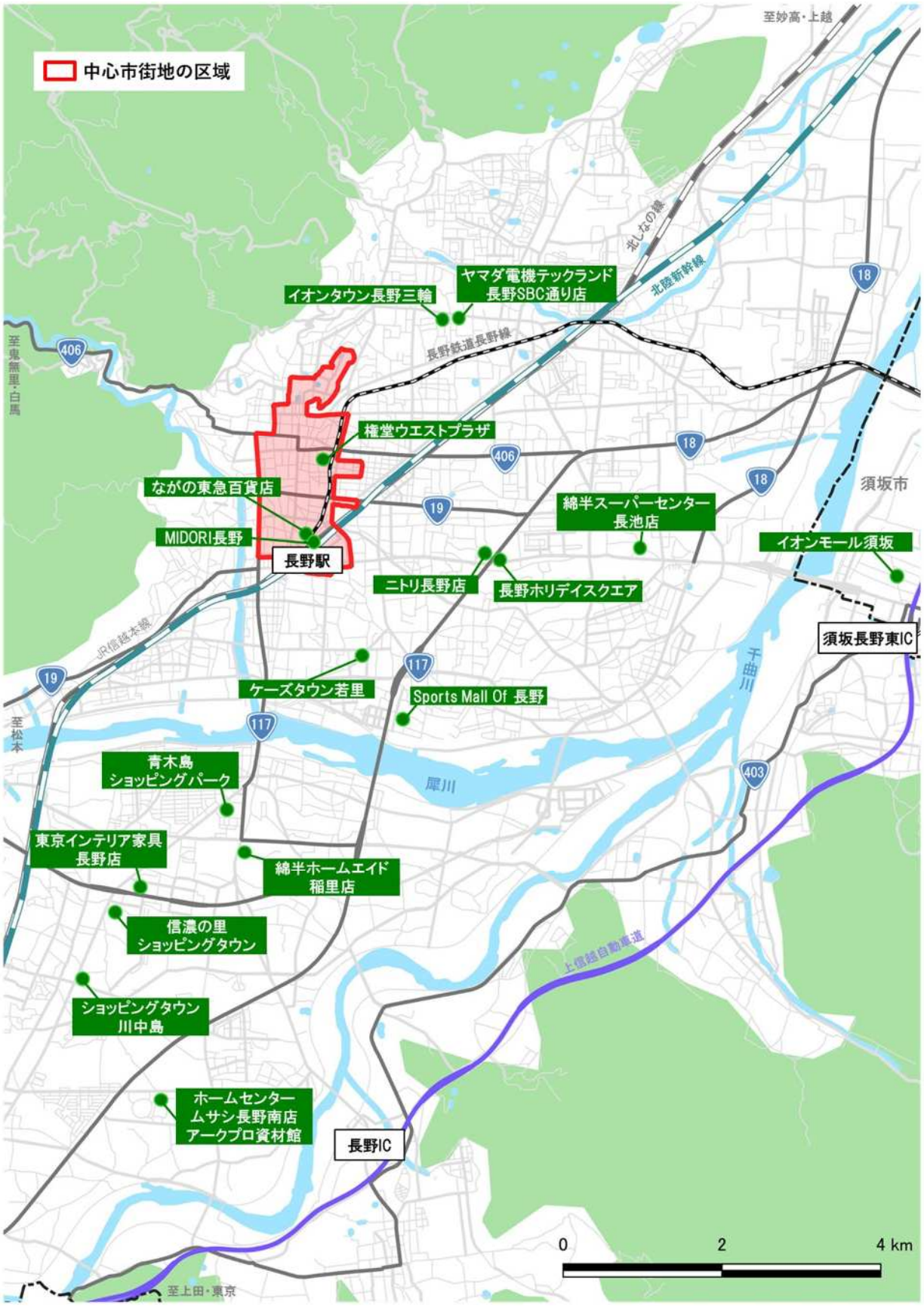

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

［１］都市計画等との調和

長野市都市計画マスタープランでは、長野駅から善光寺を中心とした中心市街地を多様で高次の都市機能が集積する広域拠点として位置付け、以下の整備方針を掲げています。

・中央通りやその周辺地で歩行者優先の交通環境整備や市街地整備を進め、商業集積等を促進すると同時に、官公庁や本社機能などの中枢的な業務・サービス機能といった高次都市機能の集積を図る。

・歩いて暮らせる生活圏の形成や、活力と魅力を備えた中心市街地の形成のため、まちなか居住の促進や周辺地域との公共交通の結節性を高める。

これらの整備方針との調和を保ちながら、本計画に位置付けた各種事業に取り組み、中心市街地の活性化を図ります。

［２］その他の事項

（１）環境・エネルギー等への配慮

本市では、中心市街地で実施する市街地再開発事業について、長野県の「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」及び「長野県ゼロカーボン戦略」に寄与することを事業採択の要件とし、積極的な敷地内緑化や、高い環境性能を有する建築物とすることを求めているほか、浸水対策として、雨水の流出抑制対策などを求めています。

また、持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮したライフスタイルを確立する契機とするために開催している「信州環境フェア」の開催事業を本計画に位置付けています。この事業は、ゼロカーボン達成に向けて、学びを深める市民向けの環境啓発イベントであり、環境に関する展示や、子どもたちを対象とした体験型イベント等を実施するものです。

このほか、本計画に位置付けた「長野市レンタサイクル事業」は、Eバイクのレンタサイクルステーションを整備し、自転車利用によるまちなかの回遊性の向上を図るとともに、まちなかにおける自動車の移動を減らすことによって、地球温暖化の原因である排気ガスの削減や騒音・振動の防止にもつながる取組です。

本計画で掲げる中心市街地活性化に向けた基本的方針の実現に向け、環境にも配慮しながら各種事業を推進していきます。